

令和元年度（平成31年度）
部（局）方針書・課（局）方針書
最終レビュー

大 泉 町

■ 目 次 ■

○総務部	1
○企画部	8
○財務部	15
○健康福祉部	23
○住民経済部	30
○都市建設部	37
○会計課	48
○教育部	49
○議会事務局	59
○監査委員事務局	60
○農業委員会事務局	61

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
総務部	竹内 寿治
1. 現状と課題	
<p>① あらゆる機会を通じて町民の方や企業等との意見交換・情報交換を実施し、最新のニーズを把握する必要がある。</p> <p>② 多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展など様々な課題に対応できる職員の育成に併せ、全ての職員が仕事と育児や介護等の家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組むことが求められている。</p> <p>③ 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う「会計年度任用職員制度」導入(令和2年度)に向けた例規等の整備が求められている。</p> <p>④ 投票区が見直され初めて執行される県議会議員選挙をはじめ、県知事選挙及び参議院議員通常選挙の万全な執行、投票率向上のため選挙制度の周知が求められている。</p> <p>⑤ 犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、県内における人口千人当たりの犯罪発生件数は依然として高い水準にあるため、効果的かつ継続的な防犯対策を講じる必要がある。</p> <p>⑥ 防災訓練の実施や防災資機材等の整備、自主防災組織の育成支援等の地域防災力の向上に取り組んでいるが、今後も継続した防災・減災体制の整備が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 各種イベントや企業情報交換会などを含め、幅広く意見交換の場を設けられるよう関係部署等と調整を図る。</p> <p>② 大泉町人材育成方針に基づき各種研修を実施し、職員の意識改革や資質の向上を図る。また仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう大泉町特定事業主行動計画を推進する。</p> <p>③ 「会計年度任用職員制度」導入に向け、条例をはじめ必要な整備を行う。</p> <p>④ 県議会議員選挙、県知事選挙及び参議院議員通常選挙は万全の準備でその管理執行に当たり、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行うことで投票率の向上を図る。</p> <p>⑤ 安全・安心メールの登録を促進するとともに、警察等関係機関と連携して防犯啓発活動及び防犯思想の普及に取り組む。また地域をはじめ各方面からの意見を聞きながら防犯設備を設置し、各種パトロール事業、家庭用防犯カメラ設置補助事業等を通じて、さらなる犯罪抑止を図る。</p> <p>⑥ 各関係機関の協力のもと総合防災訓練を実施する。また自主防災組織への支援を継続し、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図ることで防災・減災に向けた整備を進め、災害に強いまちを目指す。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 団体としては、区長会や生活環境委員などの意見交換、また企業情報交換会の場を通して地域や民間企業等の現状・ニーズを把握することができたことから、下半期も関係部署等と連携を図っていく。</p> <p>② 職員研修については、各部署の事業等を勘案し、年間の研修計画を策定し新規採用職員研修・情報セキュリティ研修等を実施したがスケジュールがやや遅れている。働き方改革を推進するため幹部職員に対し、時間外勤務・有給休暇取得の状況について情報の共有化を行った。</p> <p>③ 当初、9月定例会に上程予定の「会計年度任用職員制度」関係の条例は、細部の調整が整わず見送った。導入に向けた取り組みとして、所管部署とのヒアリングや群馬県・近隣市町の情報収集・情報交換を行い、給与等の検討を行った。</p> <p>④ 選挙事務に関しては、投票区見直し後の選挙(群馬県議会議員)において、前回よりも投票率を上回ることができた。また、新たな試みとして、専門学校・高等学校の生徒に投票事務に従事してもらい、若年層への選挙啓発を行った。</p> <p>⑤ 犯罪抑止・防犯に対する取り組みとして、防犯カメラの設置や家庭用防犯カメラの設置支援など設備に関する事業や、防犯に関する出前講座、地域における夜間自主防犯パトロールを警察と連携し実施した。</p> <p>⑥ 総合防災訓練を消防・警察などの関係機関と連携し実施した。また、地域での自主防災組織への協力・支援として、防災訓練への参加や、防災資機材の提供を行った。自主防災組織の強化が必要である。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 関係部署と連携調整を行い、官民学による農業情報交換会の場など、町長が出席する会議等を通じ意見交換など町民ニーズの把握を行った。
- ② 年間計画していた階層別・課題別職員研修については、全て予定どおり実施した。働き方改革の初年次としての人事管理については、課長級職員を中心に職場環境、時間外の勤務や休暇の取得状況について意見交換等を行った。
- ③ 計画当初よりも2か月遅れたが、会計年度任用職員に関する条例・規則の整備を行い、令和2年度からの制度へ円滑に移行するため、関係職員への説明、当該任用職員の選考を実施した。
- ④ 投票区の見直し後に執行した3つの選挙(県議会議員選挙、県知事選挙及び参議院議員通常選挙)は、選挙事務従事者に専門学校等の学生を起用するなど新しい試みを行い、選挙啓発や投票率向上に取り組んだ。また、これら選挙全体の総括を行い、次回に向け課題等の分析を行った。
- ⑤ 防犯カメラについては、警察等と協議を行い予定基数を設置するとともに、警察からの要請によりカメラ映像を提供し犯罪等の抑止・早期解決に協力した。ドライブレコーダー設置補助については当初計画通り完了し、交通事故防止に取り組んだ。
- ⑥ 総合防災訓練などの防災対策事業は、遅滞なく実施した。また、令和元年東日本台風(台風第19号)に伴う災害支援を速やかに実施し、検証報告書作成に取り組んだ。自主防災組織においては、各組織へのアンケート調査を実施し、令和2年度の取り組みに繋いでいく必要がある。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
V4 防災対策の充実
V5 地域安全の充実

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
秘書課	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ① 引き続き、あらゆる機会を通じて、町民の方や企業などとの「対話」や「情報交換」を実施し、最新ニーズを把握する必要がある。
- ② 正副町長の正確で効率的なスケジュール管理のため、早期調整、関係部署等との緊密な連絡調整を図る必要がある。
- ③ 正副町長の指示事項に正確、迅速に対応するため、各部各課と綿密に連携を図る必要がある。

2. 取組方針

- ① 町民の方が参加する各種行事や企業情報交換会なども含め、幅広く意見交換の場を設けられるよう関係部署等と調整を図る。
- ② 課内、関係部署等との正確な情報共有を徹底する。
- ③ 各部各課に正確に指示事項等を伝え、進捗状況も含めて、各部各課と密に情報共有、連絡調整を行う。

3. 中間レビュー

- ① 区長をはじめ、生活環境委員、幼稚園長・PTA会長などとの意見交換会や、企業情報交換会を開催して、町民や企業のニーズを把握出来た。下半期も継続実施する。
- ② 早期調整、関係部署等との緊密な連絡調整を実施した。下半期は特に急遽の日程変更時、確実に課内、関係部署等と情報共有を実施する。
- ③ 各部各課との連絡調整、情報共有を行う中で、下半期は特に、正副町長への必要な中間報告を確実に実施する。

4. 最終レビュー

- ① 農業情報交換会、ジュニアリーダーズとの意見交換会をはじめ、あらゆる機会を通じて、「対話」や「情報交換」を実施できた。
- ② 関係部署等との緊密な連絡調整を徹底し、特に令和元年東日本台風(台風第19号)に伴う、急遽の日程変更の際にも課内、関係部署等と情報共有ができた。
- ③ 正副町長の指示事項に対応するなかで、状況に変化があった場合や、最終的な報告をするまでに時間がかかる案件については、関係部課と連携して、中間報告ができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
総務課	中村 真
1. 現状と課題	
<p>① ますます多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展などの様々な課題に対応できる職員の育成と併せ、全ての職員が仕事と家事・育児・介護等の家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組むことが求められている。</p> <p>② 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う「会計年度任用職員制度」導入(令和2年度)に向けた例規等の整備が求められている。</p> <p>③ 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向に注視しながら、適切な対応を図ることが求められている。</p> <p>④ 投票区の見直しを行って初めて実施する県議会議員選挙をはじめ、県知事選挙及び参議院議員通常選挙の万全な執行、投票率の向上のため選挙制度の周知が求められている。</p> <p>⑤ 行政文書は管理基準に基づいた適正な管理が求められている。</p> <p>⑥ 地方公務員法の改正に伴い行政区長の身分を改める必要があるため、行政区や自治会との関係についての考え方を根本的に見直すことが求められている。また、行政区においては、様々な問題が見受けられる。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 大泉町人材育成方針に基づき各種研修を実施し、職員の意識改革や資質の向上を図る。また、仕事と家庭生活の両立を図るため大泉町特定事業主行動計画を推進する。</p> <p>② 「会計年度任用職員制度」導入に向け、臨時職員等の職の再設定及び必要な条例等の整備を行う。</p> <p>③ 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、適切な対応を図る。</p> <p>④ 県議会議員選挙、県知事選挙及び参議院議員通常選挙は万全の準備でその管理執行に当たり、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う。</p> <p>⑤ 行政文書の適正な管理が行われるよう、各課へ助言を行う。</p> <p>⑥ 地方公務員法の改正に伴い、行政区の考え方、自治会との関係についての考え方を区長に説明し理解を得る。また、区長と各課の連携が図れるよう調整を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 職員の資質向上や意識改革を図るため、新規採用職員研修、情報セキュリティや文書管理についての研修を実施した。また、仕事と家庭の両立を図るため、庁内会議で時間外勤務の実施状況及び有給休暇の取得状況について情報共有を図った。</p> <p>② 「会計年度任用職員制度」導入に向け、所管課とのヒアリングを行うとともに、県や近隣市町と情報交換を行い給与や勤務時間などの検討を行った。</p> <p>③ 給与の適正化については、人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向に注視している。</p> <p>④ 投票区見直し後初めての選挙であった県議会議員選挙は適正に執行され投票率も前回は上回った。県知事選挙及び参議院議員選挙では、町内の専門学校及び高等学校の生徒に期日前投票の事務従事者を体験してもらうなど若年層への選挙啓発を図った。</p> <p>⑤ 行政文書の適正な管理が行われるよう文書管理研修会を開催した。また、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行った。</p> <p>⑥ 区長会議で自治会制度への移行について区長と情報交換を行った。区長会議や区長会会議を通じ、各課の連携が図れるように調整を行っている。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 職員の資質向上や意識改革を図るため、階層別、課題別の職員研修を実施した。また、仕事と家庭の両立を図るため、庁内会議で時間外勤務の実施状況及び有給休暇の取得状況について情報共有や意見交換を行った。
- ② 会計年度任用職員の給与や勤務時間などの検討を行い、必要な条例、規則等を整備した。また、会計年度任用職員制度への円滑な移行を図るため、臨時・非常勤職員及び職員に制度の説明を行い、令和2年2月に令和2年度から任用する会計年度任用職員の選考を実施した。
- ③ 給与の適正化については、人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向を把握し、給与改定を実施した。
- ④ 投票区見直し後の選挙であった県議会議員選挙は適正に執行され投票率も前回は上回った。県知事選挙及び参議院議員選挙では、町内の専門学校及び高等学校の生徒に期日前投票の事務従事者を体験してもらうなど若年層への選挙啓発を図った。また、選挙執行における課題を把握するため、投票区見直し後の選挙結果の分析を行った。
- ⑤ 行政文書の適正な管理が行われるよう文書管理研修会を開催した。また、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行った。
- ⑥ 自治会制度への移行が円滑に行えるよう、区長会議や区長会会議で区長と情報交換を行い、委託方法などの検討を行い方向性を決定した。また、自治会活動が円滑に行えるように自治会活動ガイドラインを作成した。
区長会議や区長会会議を通じ、区長と各課の連携が図れるよう調整を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	職員研修事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
安全安心課	村田 浩二
1. 現状と課題	
<p>① 防犯対策事業については、犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、人口千人当たりの犯罪発生件数は依然高い水準であるため、効果的かつ継続的な対策を講じる必要がある。また、町設置の防犯カメラの補助的な役割を担う家庭用防犯カメラの設置者への補助制度を実施している。</p> <p>② 交通安全対策事業については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた対策を講じる必要がある。</p> <p>③ 防災対策事業については、防災訓練等の実施や防災資機材等の整備を行うとともに、自主防災組織の育成支援等の地域防災力の向上に取り組んでいるが、今後も継続した防災・減災体制の整備が必要である。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時等における迅速な対応に取り組んでいる。非常備消防については、消防団員の確保に努め、また、消防署と連携を図りながら、建物火災の発生件数の減少に取り組んでいる。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 防犯対策事業については、安全・安心メールの登録を促進するとともに、警察等の関係機関と連携して、防犯講座や街頭での防犯啓発活動等を実施し、防犯思想の普及に取り組む。また、学校や地区等の意見を伺いながら、防犯設備を設置するとともに、地域安全パトロール事業や地域の自主防犯パトロール等の防犯活動、家庭用防犯カメラの設置を支援し、さらなる犯罪抑止を図る。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携して、年代に応じた交通安全教室や交通指導員による街頭指導等を実施し、交通安全思想の普及に取り組む。また、地域、学校、警察等の意見等を伺いながら、効果的な交通安全施設を設置するとともに、運転免許を自主返納した高齢者やドライブレコーダーの設置者を支援し、交通事故の減少を図る。</p> <p>③ 防災対策事業については、防災訓練等を実施し、関係機関と連携強化を図るとともに、自主防災組織への支援等を実施し、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図ることで防災・減災に向けた整備を進め、災害に強いまちを目指す。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、城之内出張所の水槽付消防ポンプ自動車の更新整備を行い、火災発生時における迅速な対応を図る。非常備消防については、準中型自動車免許取得者への補助制度を実施し、団員の確保を行うとともに、資機材の整備を進め、地域の消防体制の強化を図るとともに、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 防犯対策事業については、各種会議等にて安全安心メールの登録PRを行うとともに、防犯講座、防犯啓発活動等を実施し、防犯思想の普及に取り組んでいる。また、防犯灯の設置や家庭用防犯カメラの設置支援、地域安全パトロール事業や地域の自主防犯パトロール等の防犯活動を通じて、犯罪抑止に取り組んでいる。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等と連携し各種交通安全教室や街頭指導等を実施し、交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、カーブミラー等の交通安全施設の設置や高齢者運転免許自主返納支援事業、誤発進防止装置設置費補助事業を実施し、交通事故対策に取り組んでいる。</p> <p>③ 防災対策事業については、大泉町総合防災訓練を実施し、関係機関と連携強化を図った。また、自主防災組織の防災訓練や防災資機材等の支援を行い、地域コミュニティにおける防災体制の充実に取り組んでいる。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、城之内出張所の水槽付消防ポンプ自動車の入札を実施するとともに、火災発生時における迅速な対応を取っている。非常備消防については、団員の確保を図るとともに、ポンプ操法競技大会の支援を行い、地域消防力の強化に取り組んでいる。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 防犯対策事業については、各種会議等にて安全・安心メールのPRを行い登録を促進した。防犯講座、防犯啓発活動等を実施し、防犯思想の普及に取り組んだ。また、防犯設備を設置するとともに、地域安全パトロール事業や地域の自主防犯パトロール等の防犯活動、家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んだ。
- ② 交通安全対策事業については、年代に応じた交通安全教室や交通指導員による街頭指導等を実施し、交通安全思想の普及に取り組んだ。また、効果的な交通安全施設を設置するとともに、運転免許を自主返納した高齢者、ドライブレコーダーや誤発進防止装置の設置者を支援し、交通事故の減少に取り組んだ。
- ③ 防災対策事業については、大泉町総合防災訓練を実施し、関係機関と連携を図るとともに、自主防災組織の防災訓練や、防災資機材等の活動支援を行い、防災体制の充実を図った。また、令和元年東日本台風(台風第19号)に伴う災害対応と、被災者への支援を行った。
- ④ 消防事業の常備消防については、城之内出張所の水槽付消防ポンプ自動車の更新を行い、火災発生時における迅速な対応を図った。非常備消防については、準中型自動車免許取得者への補助を実施し、団員の確保を図るとともに、ポンプ操法競技大会の支援を行い、資機材の整備を進め、地域消防力の強化に取り組んだ。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V4 防災対策の充実	非常備消防事業
	災害対策事業
	防災訓練事業
	自主防災組織事業
V5 地域安全の充実	防犯活動事業
	家庭用防犯カメラ設置補助事業
	交通安全活動推進事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」がスタートするにあたり、新たに掲げたまちづくりの基本理念について、本町に関わる全ての人の共通理解を促進し、それぞれの役割と責任を認識の下で将来都市像の実現に向けた各施策を推進していけるよう、着実な進捗管理を行っていく必要がある。</p> <p>② 「第6次行政改革大綱」については、実施計画に基づき、「価値あるものを生み出す行政」を目指して進捗管理を行うとともに、公共施設マネジメントについて、組織的に取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>③ 本町が将来にわたって発展し続けていくため、地方創生の考え方に基づき、町の特性や資源を最大限に活かしたまちづくりを推進するとともに、それを担う人口の維持・増加を図るため、特色あるサービスの実現と併せて、これを町の魅力として広く発信していく必要がある。</p> <p>④ 広報については、広報紙を幅広い年齢層に読んでもらえるよう紙面や内容の充実を図るとともに、様々な手法で町をPRする必要がある。</p> <p>⑤ 情報セキュリティについては、日々進化するサイバー攻撃等の脅威に対し、情報資産の管理の徹底と職員のセキュリティ意識の向上に向けて取り組む必要がある。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりについては、各種制度の効果的な活用を広めるとともに、地域の人材発掘とその有効活用を進めなければならない。</p> <p>⑦ 人権・男女共同参画については、人権擁護条例の理念に基づく意識啓発や理念の共有に取り組む必要がある。</p> <p>⑧ 多国籍化する外国人住民については、情報を正しく理解してもらうためにキーパーソンの発掘、育成に努め、多文化共生を推進する必要がある。 また、4月から施行される改正入管法の動向に注視していかなければならない。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、町の媒体等を活用しながら基本構想及び実施計画の周知を行うとともに、施策の推進においては、行政マネジメントシステムや行政評価システムを有効に活用しながら目標管理・進捗管理を行っていく。</p> <p>② 第6次行政改革大綱に掲げた目的に近づくよう、職員一体となって実施計画を推進する。また公共施設マネジメントについては、これまでの計画を踏まえた方向性に基づき、施設ごとの維持・管理のあり方について総合調整を行う。</p> <p>③ 地方創生の取り組みについては、人口流出の抑制を図るため、独自性のあるサービス実現に向けた調査・研究を行うとともに、町外から本町への移住を促進するため、イベントなどの機会を有効に活用しながら、町のPRを行う。また、ふるさと納税制度を情報発信のツールとして活用し、寄附を通じた交流人口や関係人口の増加を図っていく。</p> <p>④ 広報については、適宜広報紙の紙面を見直し、内容の充実を図るとともに、SNS等を活用し、積極的に町をPRしていく。</p> <p>⑤ 県や郡内など共同利用団体と連携したインシデント対応訓練や、ベンダーへのセキュリティ監査等により、セキュリティの維持向上を図るとともに、職員のセキュリティ意識向上に向けた取り組みを行う。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりについては、各種制度の活用につながるよう、住民活動団体へのPRや丁寧な説明・相談を行う。また、新たな人材バンク登録者を発掘するとともに、地域の事業に有効につながられるよう、積極的な働きかけを行う。</p> <p>⑦ 人権・男女共同参画については、「人権教育・啓発に関する基本計画」や「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき庁内や関係機関に働きかけ、意識啓発や理念共有に向けた各種事業を実施する。</p> <p>⑧ 多国籍化する外国人住民については、各国のキーパーソンの発掘・育成に努め、ルールやマナー、各種制度などの正確な情報を伝えるとともに、地域づくり・まちづくりへの理解者・協力者を増やす。 また、4月から施行される改正入管法の動向に注視していく。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 平成31年4月からスタートした「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、広報及びホームページを活用し、基本構想及び実施計画の内容を周知するとともに、計画に基づく各施策の推進においては、行政マネジメントシステムを活用して、事業の進捗管理を行っている。
また、最終年次となる総合戦略について、次期計画の策定に取り組んでいる。
- ② 第6次行政改革大綱に掲げた目的に近づくよう、実施計画に基づき推進している。
公共施設マネジメントについては、これまでの計画における方向性を踏まえ、施設ごとの維持・管理のあり方について総合調整を図っている。
- ③ 地方創生の取り組みについては、先進事例の情報収集等により独自性のあるサービスの調査・研究を行うとともに、県が主催する移住相談会を活用し町のPRを行った。
引き続き、8月から運用を開始したふるさと納税事業をはじめ、様々なツールや機会を活用して、本町の魅力を広く発信していく。
- ④ 広報については、幅広い年齢層の人に読んでいただけるよう、紙面の構成を工夫するとともに、わかりやすい内容となるよう取り組んだ。また、SNS等を活用し、町の事業の情報発信を行っている。
- ⑤ 情報セキュリティについては、共同利用団体と連携した訓練を行いセキュリティの維持向上を図るとともに、県警と協力した職員研修など職員のセキュリティ意識向上に取り組んでいる。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、各種制度の活用につながるよう、住民活動団体へのPRや相談等を行っている。また、人材バンクの登録をさらに推進するとともに、事業等に有効に繋がられるよう、引き続き取り組んでいく。
- ⑦ 人権・男女共同参画については、それぞれの計画を推進するため、庁内や関係機関と連携を図りながら、進捗管理を行っている。
- ⑧ 多国籍化する外国人住民については、各国のキーパーソンの発掘・育成を進めるとともに、企業や関係団体と協力し、ルールやマナーなどの正確な情報を伝える取り組みを行っている。
また、4月から新たに県に設置された外国人活躍推進課や外国人集住都市会議の参加自治体等と連携を図り、情報共有及び課題解決のための調査・研究を行っている。

4. 最終レビュー

- ① 新たにスタートした「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」について、その内容を町民に周知するとともに、施策の推進にあたっては、行政マネジメントシステムを活用して事業の進捗管理を行った。また、総合計画における施策の方針を踏まえたうえで、引き続き地方創生の取り組みを進めるため、「第二期大泉町総合戦略」を策定した。
- ② 第6次行政改革大綱については、実施計画に掲げた取り組みを着実に進めた。
公共施設マネジメントにおいては、計画的な維持・管理を行うための総合調整を行い、個別施設計画を策定した。
- ③ 地方創生に向け、町民等の参加により町の活性化を図る取り組みとして、イルミネーション事業や地元ラグビーチーム選手のワールドカップ出場報告会を実施した。また、本町の情報や魅力について、都内で開催した移住相談会において紹介するとともに、ふるさと納税事業を活用し広く発信した。
- ④ 広報紙やSNSについては、写真を活用するなど親しみやすく伝わりやすい方法で情報発信を行った。
また、災害時においては、ホームページ、SNSを活用し、迅速かつ正確な情報提供を行った。
- ⑤ 他団体でのインシデント事案を受け、セキュリティ対策の見直しを行ったほか、内部監査やベンダー監査等、情報セキュリティマネジメントサイクルによるセキュリティ対策の維持向上を図った。
- ⑥ 協働のまちづくりでは、各種制度の活用について住民活動団体への説明や相談を実施し、制度の活用につなげることができた。また、人材バンク制度についても、様々な機会を捉えて働きかけを行い、新たな登録者及び制度の利用に繋がった。
- ⑦ 人権・男女共同参画については、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、庁内や関係機関・団体と連携を図るとともに、各種事業を実施し意識啓発や理念の共有に取り組んだ。
- ⑧ 多国籍化する外国人住民については、各国のキーパーソンの発掘・育成を進め、ルールやマナーはもとより、災害時等においては迅速に正確な情報を伝えた。また、県の外国人活躍推進課や外国人集住都市会議の参加自治体等と連携し、課題解決のための調査・分析を行った。

5. 所管する施策

	施策名
Ⅲ1	効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2	協働のまちづくりの推進
Ⅲ3	多文化共生の推進
Ⅲ4	人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5	情報共有化の推進
Ⅲ6	新たな魅力の創造

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
企画戦略課	久保田 輝己
1. 現状と課題	
<p>① まちづくりの新たな指針となる「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の初年次を迎えることから、基本理念や将来都市像を改めて定着させたいと、その実現に向け、目標管理並びに進捗管理を着実に実行する必要がある。また、平成27年度から推進している総合戦略が最終年次となるため、引き続き本町の地方創生における基本的な方策をまとめる計画を整備する必要がある。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体で組織する協議会等を効率的かつ効果的に活用し、単独自治体では解決困難な課題や他地域からの交流人口の増加に向けて検討する必要がある。また、多分野にわたる先進的な情報を収集し、事業展開を行う必要がある。</p> <p>③ 地方創生の取り組みを推進し、本町の新たな魅力の創造に向けて、これまでに気づいていなかった町の特色や資源を発掘し、行政サービスに活かしていく必要がある。また、町外からの移住を促進するため、既に取り組んでいる町独自の事業等については、他にはない本町の魅力として広く他地域に情報発信していく必要がある。</p> <p>④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、システムの有効性を保ちながらより効果的に継続的改善が行えるよう、仕組みを研究していく必要がある。</p> <p>⑤ 行政評価については、外部評価をより効果的に運用していくとともに、平成31年度より新総合計画の評価となることから、その手法を検討する必要がある。</p> <p>⑥ 「第6次行政改革大綱」については、5か年計画の中間年度であることから、当初設定した目的や指標と照らし合わせ、達成に向けて進捗管理を行う必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、これまでの計画を踏まえ、各施設の短期的な維持管理の方向性を具体的に検討していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、行政マネジメントシステムを有効的に活用し、より適切な目標管理・進捗管理を行っていく。また、総合戦略については、外部委員による検討委員会を組織し、これまでの取り組みに対して効果検証を行うとともに、その結果と人口増加に向けた新たな課題を整理し、総合計画を補完する計画として、次期総合戦略の策定に取り組む。</p> <p>② 広域行政については、地域で共通する課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等と調整を図る。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心として、様々なイベント等を企画・実施し、交流人口の増加に繋げる。さらには、新たな事業の検討や取り組みに向け、各種セミナー等に参加し、先進事例などの情報収集を行う。</p> <p>③ 地方創生の取り組みについては、町の特色を活かした行政サービスの実現に向けた調査研究を行う。また、町外から本町への移住を促進するため、主に東京圏で開催される移住相談会等に参加し、積極的に本町の魅力を発信していく。さらに、ふるさと納税制度の運用を拡充し、返礼品として地場産品を設定することで地域活性化を図るとともに、その贈呈や制度の周知を通じて本町の知名度向上に繋げていく。</p> <p>④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、内部監査の有効性及び効率性を高め、各部署の継続的改善を促す仕組みの一つとして効果的に働くよう管理していく。</p> <p>⑤ 外部評価については評価スケジュールの管理に留意しつつ、外部評価者と随時調整を図りながら運用する。本格導入した外部評価の効果検証を行い、行政評価の手法について評価目的や内容等を含めて再検討し、新総合計画に対応した評価システムを引き続き検討する。</p> <p>⑥ 「第6次行政改革大綱」については、各項目の目標達成に向け適切に進捗管理を図る。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、各施設の短期的な維持管理の方向性を具体的に検討するとともに、検討結果を反映した個別計画についても策定を進める。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」に基づく事業実施において、行政マネジメントシステムによる進捗管理として第1四半期の実施状況と目標達成度の確認をし、その状況を踏まえて再検討した手法や方向性に基づき、第2四半期の取り組みを行った。また、総合戦略については、職員による内部検討組織と幅広い分野の代表による外部検討組織を設置し、現総合戦略の振り返りを行うとともに、その結果や国の基本方針を踏まえて次期総合戦略の素案の検討に着手した。
- ② 広域行政については、両毛広域都市圏総合整備推進協議会において、圏域内住民の相互交流により両毛地域全体の活性化を図ることを目指し、平成30年度に続き第5回目となるグルメイベントを開始した。利根川新橋の早期建設に向けては、同じ趣旨で組織する市民団体の活動を後援した。引き続き、地域の更なる発展と利便性の向上を目指し、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体との連携の下、国や県への要望活動を行っていく。
- ③ 地方創生の取り組みの一環として、令和の時代を迎えるにあたり、庁舎内に記念パネルを設置したほか、公共施設の一部を無料開放するなど、改元に合わせた町独自の取り組みを行った。また、移住促進については、東京23区などから本町へ転入し、要件を満たす場合に支援金を交付する「移住支援金事業」を開始するとともに、東京都内で開催された移住相談会に出展し、町の特色や独自の取り組みなどについてPRを行った。ふるさと納税については、国の制度改正に合わせて「ふるさと納税事業」として整備し、受入を開始した。寄附者への返礼品として町内事業者から調達する地場産品等を贈呈することで、地場産品の知名度向上による販路拡大に繋げ、地域経済の活性化を図っていく。
- ④ 内部監査については、「監査員の監査能力の向上」が組織全体の理解に繋がると考え、監査員養成研修の充実を図った。上半期の監査を踏まえ、下半期でも効果的に監査が行えるよう改善を図るとともに、被監査部署に対しては引き続き継続的改善を促していく。
- ⑤ 平成30年度分の行政評価を終了した。外部評価については、本格導入後の効果検証を進めている。外部評価効果検証の結果も踏まえて、令和2年度以降の行政評価の方向性を検討する。
- ⑥ 一部の取組項目において、単年度目標の達成、および5か年を通じた目的達成のためのスケジュール変更を実施した。引き続き、下半期に向けて着実な進捗管理を行っていく。
- ⑦ 各施設の維持管理の方向性を検討し、財政状況や劣化状況を踏まえた施設全体の調整を図った。下半期においては、計画としての体裁を整え、個別施設計画として策定していく。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」に基づき実施された事業においては、行政マネジメントシステムに基づき、四半期ごとに実施状況と目標の達成度を確認し、その都度手法や方向性の再検討を行うことにより、年度を通じた進捗管理を行った。また、総合計画を推進するための個別計画として位置づける総合戦略については、内部及び外部の検討組織により慎重な審議を重ねるとともに、作成した素案についてパブリックコメントを実施し、提出された町民の意見を踏まえながら、「第二期大泉町総合戦略」として策定した。
- ② 広域行政については、近隣自治体における共通課題の解決に向け、国・県への要望活動や様々なイベントを実施した。また、他地域からの交流人口の増加に向けて、東毛地域の特色の把握や課題の共有を行い、地域一帯での発展のための連携を強化することができた。
- ③ 地方創生の取り組みとして、町民がまちづくりに参画できるファンタウニルミネーション2019を実施するなど、新たな町の魅力の創出を図った。また、本町への移住促進のため、都内で開催された移住相談会へ出展するとともに、本町の知名度向上のため、ふるさと納税制度の運用を拡充し、返礼品を通じて町の魅力をPRするなど、あらゆる方法で本町の周知に取り組んだ。ふるさと納税に関しては、運用拡充以降、返礼品の充実に取り組んできたが、当初予想した寄附額を超えるなど、町のPRIにおいて一定の効果はあったと考えられる。
- ④ 内部監査については従来のブラッシュアップ研修の方法を見直し、対話形式の研修を行うことで、監査員のさらなる力量の向上と監査の改善を図った。また、被監査部署に対して業務改善計画書や改善推奨事項の対応状況の確認により、継続的改善を促すよう各監査員を指導した。
- ⑤ 令和2年度以降の行政評価については、事務事業評価の手法を決定し、令和元年度末から評価を開始した。外部評価については、外部評価者が十分に協議できるよう令和2年度のスケジュールを見直した。
- ⑥ 「第6次行政改革大綱」の第3年次の取り組みは、一部の推進項目でスケジュール変更を行ったものの、会議の日程調整や各部会への資料作成依頼など、遅滞なく進めることができた。
- ⑦ コストの縮減と平準化を図ることを目的として、直近5か年において必要となる施設ごとの対策内容や実施時期を含めた個別施設計画を策定した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
Ⅲ6 新たな魅力の創造	地方創生推進事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
広報情報課	横倉 成才

1. 現状と課題

- ① 広報紙について、わかりやすく簡潔に、正確性を重視し、幅広い年齢層に読んでもらえるような紙面としていく必要がある。
- ② 町内外への情報提供について、即時性及び正確性を確保しながら、情報発信を行う必要がある。
- ③ 電算システムについては、既存業務システムを見直し、課題解決や業務効率化など、ICTの効果的な活用を図る必要がある。
- ④ 情報セキュリティについては、日々進化するサイバー攻撃等の脅威に対し「機密性」「完全性」「可用性」を保護する必要がある。

2. 取組方針

- ① 多くの町民に見て読んでもらうために、幅広い世代の町民を紹介するなどの工夫を行うとともに、情報の掲載漏れや間違いなどがないように取り組む。
- ② ホームページとSNS(フェイスブック、ツイッター)を利用して、町内外へ情報を発信する。ICTを活用することで写真等を多用し、大泉町を積極的にPRしていく。
- ③ 既存の個別型GIS(地理情報システム)について最適化を行い、庁内地理空間情報の共有化、情報の可視化を図る。
- ④ 情報セキュリティポリシーに基づく組織内セキュリティ対策のほか、県や郡内など共同利用団体と連携し、インシデント対応訓練やベンダーへのセキュリティ監査等により情報セキュリティの維持向上を図る。

3. 中間レビュー

- ① 表紙などで幅広い世代の町民を紹介するほか、特集として町の事業など写真等を活用し、わかりやすい内容となるよう取り組んだ。また掲載漏れがないよう複数人でのチェック体制を構築、実施している。
- ② SNS等既存広報媒体では写真を積極的に活用し、イベント会場の様子やポスターなどをテキストとともに掲載を行ってきた。
- ③ 統合型GISを導入し、既存GISの基盤地図情報の共有化を行ったほか、庁内で地理空間情報を共有するため、職員に対し操作や活用事例に係る研修を行った。引き続き先進事例等の調査研究を行っていく。
- ④ 県や県警等と協力し、職員研修やセキュリティ訓練を行ったほか、システム障害に対応するための訓練について邑楽郡内で協力して実施し、対応手順の確認を行った。引き続きセキュリティの維持向上を図っていく。

4. 最終レビュー

- ① 災害記事ではイラストや写真を織り交ぜ、支援メニューや実際の被災状況について掲載するなど、わかりやすく伝わりやすい内容となるよう取り組んだ。
- ② ホームページ、SNSと互いに連携しながら、イベントやお知らせ等だけでなく、災害時の緊急情報や感染症による健康被害の情報等、迅速に情報発信を行ってきた。
- ③ 先進事例を参考に地理空間情報を新たに作成、周知するなど、システムの利活用促進に取り組んだ。先進事例の活用を見据えた研修内容とするなど、より利用促進を図っていく必要がある。
- ④ 全国のインシデント事例を受け、庁内における対応の統一を図ったほか、郡内共同利用団体と共同でベンダーへの監査等を実施し、情報セキュリティの維持向上を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	広聴事業
	地域情報システム推進事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
多文化協働課	服部 真
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき各種制度の周知を図り、住民の参画意欲を高めるとともに、より積極的に「まちづくり」に参画できる機会の充実を図る必要がある。</p> <p>② 人権施策については、人権尊重社会の実現に向け、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と連携し、人権に関する意識啓発に取り組む必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗状況を確認し、改善すべき内容を把握するとともに、更なる意識の啓発や理念の共有を図る必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、正確かつ迅速な情報提供や多国籍化する外国籍住民へ対応するため、国籍を問わず、行政とのパイプ役となるキーパーソンの発掘・育成を推進する必要がある。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、外国人住民との地域共生の確立をめざしていくため、関係各都市との連携を図り、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うとともに、4月から施行される改正入管法の動向に注視していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、広く住民を対象とした意識啓発を行うとともに、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を実施し、住民活動団体の活動を支援していく。人材バンク制度については、さらなる登録者を発掘するとともに、その情報を広く周知し、地域活動における指導者等としての活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及に取り組み、あらゆる差別のない社会の実現を図る。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、住民意識や社会情勢などの変化も踏まえ、意識の啓発及び理念の共有を図るための各種事業を実施する。</p> <p>④ 多文化共生については、各種制度などを正しく伝え、正しく理解し行動できるよう、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催するとともに、多文化共生コミュニティセンターを活用し、情報提供していく。また、多国籍化に対応するため、各国のキーパーソンの発掘・育成を行うとともに、多言語による情報提供に取り組んでいく。 さらに、地域の一員として支え合う多文化共生のまちづくりについての理解促進を図り、地域社会に参画できる機会の充実や啓発に取り組む。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、4月から施行される改正入管法の動向に注視し関係各都市と連携を図り、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行うとともに、課題の分析や研究を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 協働のまちづくりについては、住民活動支援センターホームページによる情報提供や、制度周知をしたほか、「元気な地域支援事業」3件、「協働のまちづくり事業提案制度」4件の事業を採択し、住民活動団体等の活動を支援した。また、人材バンク制度についても、2件の新規登録を獲得し、12件の活用に繋がった。
引き続き、住民活動団体への協働のまちづくり制度の周知啓発や、人材バンクの登録者発掘、活用促進を図る。
- ② 人権施策については、部落解放同盟群馬県連合会と連携し、人権に関する新入職員研修会を実施した。
また、平成31年1月から開始したパートナーシップ制度について、英語版、ポルトガル語版の資料を作成し、外国人住民への周知を行った。
引き続き、関係機関等と連携を図り、人権意識の向上、啓発に取り組む。
- ③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく、各課の平成30年度取り組みについて、進行管理を行うとともに、啓発図書コーナーの設置や町ホームページ等で各種情報提供を実施した。
下半期には、男女共同参画意識の啓発を目的とした講演会、セミナー、講座を実施する。
- ④ 多文化共生については、多文化共生懇談会、文化の通訳養成講座を開催するほか、多文化共生コミュニティセンターでの各種相談や行政情報の提供を行うとともに、地域における多文化共生を推進するための支援を行った。また、多国籍化する外国人住民へ対応するため、国の「外国人受入環境整備交付金」を活用して翻訳タブレットを導入し、多言語で対応できる環境を整備した。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市と情報共有、連携を図り、外国人の高齢化と社会保障制度に関する調査を実施した。令和元年度中に、調査結果を分析し、対応等についての研究を行う。

4. 最終レビュー

- ① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」4件、「協働のまちづくり事業提案制度」4件の事業を採択し、住民活動団体等への支援を行ったほか、協働に関する講演会やセミナーを実施するとともに、協働のまちづくり制度の活用促進及び住民活動団体の活動の周知を目的とした「協働のまちづくりパネル展」を実施した。また、人材バンク制度については、様々な機会を捉えて登録・活用について周知を行い、5件の新規登録、13件の活用に繋がった。
- ② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会と連携し啓発活動を実施するとともに、部落解放同盟群馬県連合会と連携し、人権に関する新入職員研修を実施した。また、宅地建物取引業協会に対し、パートナーシップ制度の周知を行うとともに、平成30年度に実施した「申請書等の性別記載欄の見直しに関する調査結果」を受け、廃止可能となったもののうち、32件の要綱改正を実施した。
- ③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、啓発図書コーナーの設置やホームページ等での情報提供を行うほか、講演会やセミナー等を実施し、男女共同参画の意識啓発を行った。また、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」策定に向けた住民アンケートを実施した。
- ④ 多文化共生については、多文化共生懇談会、文化の通訳養成講座を実施するとともに、多文化共生コミュニティセンターでの各種相談や広報紙等を活用し情報提供を行った。また、地域における多文化共生を推進するため各国のキーパーソンの発掘・育成を行うとともに、多国籍化に対応するため、翻訳タブレットを導入し、多言語で対応できる体制を整えた。さらに、地域の一人として支え合う多文化共生のまちづくりについての理解促進を図るため、「多文化共生地域交流事業」を実施し、地域に住む日本人と外国人が顔の見える関係性を築けるよう支援を行い、地域社会に参画できる機会の充実や啓発に努めた。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市と外国人の高齢化と社会保障制度に関する調査を実施し、調査結果の分析等を行うとともに、直面する課題の解決について情報共有を行い、連携を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
財務部	堀本 俊行
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の実効性を担保するためには、健全かつ柔軟性をもった財政運営を行う必要がある。そのため中期的な財政需要の把握と、その対応に取り組まなければならない。</p> <p>② 平成30年度の実績を踏まえ、未利用資産の売却を積極的に推進し、維持管理経費を削減する必要がある。</p> <p>③ 庁舎の設備等に不具合が生じており老朽化については否めないが、来庁者等の安全を考慮し維持管理を行う必要がある。</p> <p>④ 入札執行に際しては、競争性をはじめ、公平・公正性、透明性を担保し、年間見通しを考慮しながら実施する必要がある。検査に関しては、工事等の質の向上と公契約を念頭に、厳格に取り組むことが求められている。</p> <p>⑤ 公正・公平・適正な課税事務に取り組むため、税制改正等に的確に対応できる職員の育成と、徹底した個人情報管理に取り組む必要がある。</p> <p>⑥ 滞納整理計画や手法の現状分析を行い、また、徴税吏員の力量が滞納処分に影響することを踏まえ、組織として滞納処分にに取り組む必要がある。</p> <p>⑦ 部内での危機管理意識について、災害関連の対応マニュアル等、組織内で共通認識を持ち意識の醸成を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 財政計画の管理を行い、経常経費の削減に向け関係部署と調整を図りながら事務事業の見直しを行う。また、その他基金の在り方について検討を行う。</p> <p>② 売却手法については公売に限らず、随時売却も行き積極的にストック減少に取り組む。</p> <p>③ 庁舎建物・設備等の維持管理については、安全性・費用対効果を考慮し、随時修繕を行う。</p> <p>④ 工事等発注所管部署と調整を行い、入札事務に取り組む。また、契約については、関係する部署への的確な助言指導を行うとともに、検査にあつては、品質水準の向上を図るため、正確で厳正な検査・指導を行う。</p> <p>⑤ 税制改正等への対応、納税者へ説明責任が果たせるよう、職員育成を個人・組織の研修等で習得し、個人情報管理については、管理状態を確認する。</p> <p>⑥ 滞納整理の計画は四半期ごとに評価・検証を実施し、徴税吏員のスキルアップに取り組む。また、従来手法にとらわれず、現状分析を踏まえた滞納整理を行う。</p> <p>⑦ 危機管理意識の醸成を各部署において適切な素材を用いながら随時実施する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 事務事業の見直しについては、財政課でのヒアリング結果を基に、見直し対象事業を選定し、行政改革推進本部会議において、廃止・縮減などの方向性を決定した。令和2年度以降も事業の見直しに継続的に取り組む。基金については、在り方について引き続き検討を行っていく。
- ② 今年度は6物件を公売に付し、その内1件について入札があり、売却することができた。他5件については、随時に売却を行っていく。
- ③ 庁舎建物・設備等の維持管理については、随時、緊急対応的な修繕を行いながら、安全性に配慮した維持管理を行っている。今後も安全性・費用対効果を考慮しながら随時修繕を行う。
- ④ 工事等発注所管部署と連携し、工事内容を把握し入札管理システムに正確に入力を行うなど適正な入札事務に取り組んでいる。契約については、関係する部署への的確な助言指導を行っている。検査実施にあたっては、出来高、品質などについて厳正に検査実施するとともに指示事項について施工業者に適切に指導を行っている。また、労働環境の確保についても確認及び指導を行った。
- ⑤ 税制改正等への対応については、課内研修を実施し、職員間の共通理解を図るとともに、ホームページ上で制度の周知を図った。職員育成の面では、各種研修会に参加させ、税務知識の習得と資質向上に努めた。個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの保護管理、また情報漏洩防止等、課内での情報共有を徹底させ、管理については管理状態を定期的に確認している。
- ⑥ 滞納処分については、町税等の処分金額が9月末現在で前年度比141%と滞納額の圧縮が図れている。徴税吏員については、OJTを定期的に開催し課内で情報共有を図るのをはじめ、新たに滞納者の家宅捜索などを行い、納税資力の調査のスキルアップに取り組んでいる。また、今年度より、納税催告等の通知と同時に携帯電話のショートメッセージサービスを利用した催告を試験的に行い、その反応を検証している。
- ⑦ 危機管理意識の醸成を図るため、税務課では被害家屋の認定調査への参加及び台風被害地への災害派遣を行い、罹災証明書の受付業務を経験するなどの対応を図った。また、部内の職員は誰でも災害時に対応できるよう、非常電源装置の把握や稼働方法などについてOJTを計画し、年内には実施をしていく。

4. 最終レビュー

- ① 事務事業の見直しについては、見直し対象事業を選定し、行政改革推進本部会議において、廃止・縮減などの方向性を決定した。令和2年度以降も事業の見直しに継続的に取り組む。基金については、基金の目的や積立目標及び基金の方向性などの確認を行った。基金の在り方については引き続き検討を行っていく。
- ② 今年度は8物件を公売に付し、その内1件について入札があり、売却することができたが、その内5物件については、随時売却を行ったが売却には至らなかった。それ以外の未利用地については、有償貸付を推進し、維持管理経費の削減を行った。令和2年度は、売却に至らなかった物件を随時売却していく。
- ③ 庁舎建物・設備等の維持管理については、随時、緊急対応的な修繕を行いながら、安全性に配慮した維持管理を行っている。今年度は、町民ホールのトイレ、更衣室の水周りの修繕などを行った。引き続き安全性・費用対効果を考慮しながら随時修繕を行う。
- ④ 工事等発注所管部署と連携し、工事内容を把握し入札管理システムに正確に入力を行うなど適正な入札事務に取り組んだ。契約については、関係する部署への的確な助言指導を行うとともに、検査実施にあたっては、出来高、品質などについて厳正に検査実施するとともに指示事項について施工業者に適切に指導を行った。また、労働環境の確保についても確認及び指導を行った。
- ⑤ 税制改正等への対応については、課内研修を実施し、職員間の共通理解を図るとともに、ホームページ上で制度の周知を図った。職員育成の面では、各種研修会に参加させ、税務知識の習得と資質向上に努めた。個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの保護管理、また情報漏洩防止等、課内での情報共有を徹底させ、管理については管理状態を定期的に確認した。
- ⑥ 滞納処分については、平成30年度を上回り滞納額の圧縮が図れている。徴税吏員については、OJTを定期的に開催し課内で情報共有を図ることをはじめ、新たに滞納者の家宅捜索などを行い、納税資力の調査のスキルアップに取り組んだ。また、今年度より、納税催告等の通知と同時に携帯電話のショートメッセージサービスを利用した催告を試験的に行い、その反応を検証した。次年度は、税目や催告時期など効果が見込める時期に実施していく。
- ⑦ 危機管理意識の醸成を図るため、税務課では被害家屋の認定調査への参加及び台風被害地への災害派遣を行い、罹災証明書の受付業務を経験するなどの対応を図った。また、財政課において災害時に対応できるよう、地域防災計画に沿った財務部の災害時対応マニュアルを作成した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
財政課	武内 直人
1. 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ① 健全かつ効率的な財政運営に向け、継続して各事業の見直し(継続実施・廃止・整理統合等)を行い、経費削減に取り組む必要がある。 ② 将来的に見込まれる財政需要に対応するため、引き続き、基金の適正な管理を行っていく必要がある。 ③ 役場庁舎について、随時、緊急対応修繕を行いながら、安全性に配慮した維持管理を行っていく必要がある。 ④ 未利用の町有資産について、維持管理経費の観点から、引き続き、売却、有償貸付等を検討していく必要がある。 ⑤ 契約工事等について、電子入札方式を促進し、透明性、公平性、公正性、競争性を確保した入札執行体制を堅持して行く必要がある。 ⑥ 工事等完成検査について、検査規程により、厳正な検査、指導を行う必要がある。 ⑦ 財政課所管業務について、災害関連の対応マニュアル作成等、課内で共通認識を持ち、危機管理意識の醸成を図る必要がある。 	
2. 取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 各所管事務事業の見直しについて、継続実施、廃止、整理統合等、精査検証するよう所管課へ要請する。その結果を踏まえ、次年度予算編成において、経費削減効果を反映させる。 ② 将来予想される財政需要の把握に努め、各基金の目的に応じた適切な管理を行う。 ③ 庁舎及び庁舎内各設備が老朽化しているため、事故等の予防効果、安全性への配慮等を重視した修繕を行いながら維持管理を行う。 ④ 平成30年度入札不調となった町有地について、引き続き、公売に付し、他候補地の選定も行う。また、公売の周知方法について見直しを行うとともに、販売価格の判断材料とするため土地の無料鑑定等も利用する。 ⑤ 入札執行体制について、所管課との連携を図りながら工事内容等の確認を正確に行う。また、事務手順を遵守し、入札管理システム各項目へ必要事項の正確な入力を行う。 ⑥ 検査実施において、施行状況、品質確保等を厳正に検査し、施工業者への指示事項については細部にわたり明確に指導を行う。また、公契約における労働環境の確保についても確認及び指導等を行う。 ⑦ 災害時対応マニュアル作成に向け、平成30年度洗い出し事項について、検証箇所及び補完部分等の検討を行う。 	
3. 中間レビュー	
<ul style="list-style-type: none"> ① 平成30年度決算において、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、健全な財政運営を維持できた。また、令和2年度当初予算説明会にて財政状況の説明などを行い各事業の見直し、経費削減の要請を行った。今後はその要求内容を踏まえ、経費削減及び安定かつ効率的な財政運営が図れるよう当初予算の編成に取り組む。 ② 平成30年度決算において、6年ぶりに財政調整基金の取り崩しを行った。今後、社会保障関係経費や公共施設の維持保全に多くの財政需要が見込まれるため、引き続き経費削減を進め各基金の充実を図るとともに適切な管理を行う。 ③ 庁舎及び庁舎各施設においては、随時、緊急対応的な修繕を行いながら、安全性に配慮をした維持管理に取り組んでいる。今後も良質な職場環境の維持に取り組む。 ④ 平成30年度不調となった2物件及び新たな4物件を公売に付し、その内1件について入札があり売却することができた。他5件については、随時で売却をしていく。また、引き続き他候補地の選定に取り組む。 ⑤ 所管課と連携を図り工事等の内容を把握し、電子入札システムへ正確に必要な項目の入力を行っている。今後も所管課と連携を図り入札管理体制を堅持していく。 ⑥ 検査実施においては、出来形、品質などについて厳正に実施をするとともに指示事項について施工業者に適切に指導を行った。また労働環境の確保についても確認及び指導を行った。引き続き、品質の確保、労働環境の確保に取り組む。 ⑦ 平成30年度洗い出しを行った事項の再確認を行うとともに検証箇所及び補完部分等の検証を行った。今後は具体的なマニュアル作成の整備に取り組む。 	

4. 最終レビュー

- ① 令和2年度当初予算編成においては、新ごみ焼却施設建設事業費の負担金や会計年度任用職員制度開始に伴う多額の財政需要が見込まれる中、説明会にて税込及び経常収支比率の推移などにより財政状況を説明するとともに、所管課への事業の見直しを要請し経費の削減を行った。今後も引き続き、事務事業の見直しに取り組む。
- ② 基金の目的や積立目標及び基金の方向性などの確認を行った。また、今後見込まれる税込や公共施設等の維持等に係る財政需要等を考慮し、基金に関する方針の素案を作成した。今後も引き続き、社会保障関係経費や公共施設の維持管理等の財政需要に対応するため、基金の管理を行う。
- ③ 役場庁舎の維持管理については、町民ホールのトイレ、更衣室の水回りの修繕及び緊急対応的な修繕を実施した。今後も、安全性に配慮をした維持管理に取り組む。
- ④ 公売において売却に至らなかった5物件を随時売却するとともに、その他の未利用地については、2物件を選定し公売を行ったが、売却には至らなかった。それ以外の未利用地は、有償貸付けを推進し維持管理費の削減を行った。今後、公売に至らなかった2物件については随時で売却をしていく。
- ⑤ 入札事務については、工事内容等の確認及び電子入札システムへの入力を正確に行い、透明性、公平性、公正性、競争性を確保し、執行することができた。今後も所管課と連携を図り入札管理体制を堅持していく。
- ⑥ 工事等完成検査においては、検査規程により厳正な検査、指導を実施した。また労働環境の確保についても確認及び指導を行った。引き続き、品質の確保、労働環境の確保に取り組む。
- ⑦ 地域防災計画に沿った財務部の災害時対応マニュアルを作成した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
税務課	宮永 健一
1. 現状と課題	
<p>① 自主財源の確保に向け、基本的である公正・公平・適正で効率的な課税に取り組む必要がある。</p> <p>② 毎年行われる税制改正に対しては、複雑化する税制を習得し納税者への正しい税知識の周知を図る必要がある。</p> <p>③ 課税業務に不可欠である電算システムについて、継続して適正化の維持に取り組む必要がある。</p> <p>④ 審査請求や課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。</p> <p>⑤ 個人情報の取扱について、継続して適正な管理保護に取り組む必要がある。</p> <p>⑥ 危機管理への取り組みとして平成30年度に先進地視察や事務研修会等に参加したが、想定される事務の業務手順整備等に引き続き取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 課税対象者を的確に把握し適正な課税資料の収集を図り、職員一人ひとりが法令を遵守し業務に取り組む。</p> <p>② 税制改正に対し、専門研修への参加や税務事務ノウハウを引き継ぎ、各種情報収集能力向上を図り職員間の共通認識につなげる。また、税制改正についてホームページ等を活用して周知を図る。</p> <p>③ 課税業務を行うにあたり、電算システムの活用は不可欠となっている。税制改正などに伴う電算システムの改修が行われる際には十分な点検・研修を行い、課税誤りの未然防止を図る。</p> <p>④ 納税者からの課税額に対しての問い合わせについて、丁寧で分かりやすい説明を意識し説明責任を果たす。</p> <p>⑤ 個人情報については厳格な管理保護に努め、情報セキュリティポリシーを遵守する。また、他課での課税状況の取扱について継続して確認していく。</p> <p>⑥ 災害が発生した際の事務事業への影響について検証を進め、行動指針の作成に取り組む。また研修会等に参加し、知識を深め資質向上を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 県・町村会・税務署・郡税務協議会等主催の各種研修会に積極的に参加したほか、市町村アカデミー主催の住民税専門研修に参加して税務知識の習得、資質向上に努めた。</p> <p>② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図った。軽自動車税の改正についてホームページを作成し制度の周知を図った。</p> <p>③ 電算システムについては、税制改正への対応、正確な賦課算定、入力データの反映状況等を含め、改修箇所の適正確認を行った。引き続き稼働システムの点検、保管データの安全性の確認を行い正確性を確保する。</p> <p>④ 納税通知書発送後の税額に関する問い合わせ等に対し、わかりやすく丁寧な説明を行った。引き続き、納税者への説明責任を果たしていく。</p> <p>⑤ 個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、また、情報漏洩防止等に対し課内での情報共有を徹底している。他課での課税情報の取り扱いについては、利用状況調査を依頼した。</p> <p>⑥ 危機管理の取組として、町民税・諸税係では災害時を想定し係員全員が手書き申告できるよう取り組み、資産税係では被害認定研修のほか台風被害地への支援に参加した。災害支援の貴重な体験を生かしマニュアル作成に取り組んでいく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 税務知識の習得及び自己の資質向上を図るため、県・町村会・税務署・郡税務協議会等主催の各税目研修会へ参加し、中堅職員2名に市町村アカデミー主催の住民税専門研修を受講させた。また、現地調査、実地調査の実施、関係機関への情報照会等により、課税客体の正確な把握に努めた。
- ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図った。税制改正のあった軽自動車税の改正や法人税・資産税についてはQ&Aをホームページに掲載し税情報の周知を図った。
- ③ 電算システムについては、税制改正への対応、正確な賦課算定、入力データの反映状況等を含め改修箇所の適正確認を行った。引き続き稼働システムの点検、保管データの安全性の確認を行い正確性を確保する。
- ④ 税額に関する問い合わせに対し、丁寧にわかりやすい説明を行った。引き続き公平・公正・適正な賦課業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 個人情報の取組については、課内で情報共有を徹底し、紙媒体及び端末データの管理保護を徹底した。
他課で取扱う課税情報について、利用状況調査及びヒアリングを実施し税情報の適正な管理を行った。引き続き情報漏洩防止に適切に取り組んでいく。
- ⑥ 危機管理の取組として、町民税・諸税係では災害時を想定し係全員が手書き申告できるよう取り組み、資産税係では被災家屋被害認定研修に参加し資質向上に努めた。また、台風被害地への支援に参加し災害の備えの重要性を認識した。令和2年度は被害を想定した行動指針の作成に取り組む。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹
1. 現状と課題	
<p>① 引き続き町税等の滞納額の圧縮を図るため滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理を適切に行うため計画や手法の現状分析を行い、組織として取り組む必要がある。</p> <p>② 町税等の納期内納付を推進するため、収納が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、費用対効果が望める新たな催告方法を検討する必要がある。</p> <p>④ 住民登録を残したまま転出するなど居住実態不明の納税者が多く、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>⑤ 危機管理の取り組みとして、災害発生後の業務対応マニュアルの作成と、継続的な検証を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 滞納者の財産調査、生活状況調査、納税相談等を計画的に行い、その結果を踏まえた差押え処分、執行停止等を適切に行い滞納額の圧縮を図る。また、適切な滞納整理を組織として行えるよう、計画や手法の現状を四半期ごとに評価、検証し、課員の対応の共有を図るとともにスキルアップに取り組む。</p> <p>② 引き続き口座振替申請書の納税通知書への同封を行うとともに、窓口での勧奨等による口座振替の推進を図る。また、納期内納付を推進するため、広報誌やホームページ等により啓発を図る。</p> <p>③ 携帯電話のショートメッセージサービスを利用した納税催告等を試験的に行い、反応結果(折返し電話、窓口来庁、滞納税の納付等)について検証する。</p> <p>④ 居住の有無を把握するため、居住実態調査や入管等関係機関への照会を引き続き実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ 町税の徴収猶予等収納に関する災害発生後の業務対応マニュアルを作成する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 滞納処分については、町税及び各種保険料の合計の差押処分配当金額は、6月末では前年度比103%であったが、9月末現在では、前年度比141%となった。差押債権の種類別件数は、給与差押が減少し、預金差押が増加している。確実な滞納縮減のため改めて給与差押を推進する必要がある。また、滞納者宅の家宅捜索などを行う機会があり、職員のスキルアップも図れた。</p> <p>② ハガキタイプの口座振替申込書を収納課窓口以外の税務課や国民健康保険課などにも設置した。また、介護保険証送付時に口座振替勧奨チラシを同封し勧奨を図った。また、今後は給与差押終了時の差押解除通知に口座振替申込書を同封するなどして啓発を図っていく。</p> <p>③ 携帯電話のショートメッセージサービスを利用した納税催告等を納期に併せて、4月、7月、8月に試験的に行い4月、7月は過年度全税目を対象に実施し、納期後の経過期間も長いたため、25%の方から折返し電話や滞納税の納付があったが、8月は、現年度軽自動車税中心に行い納期後の経過期間が短いことや未納額が少額のためか15%の反応であった。</p> <p>④ 通知が返戻されたことのある送付先の居住実態の把握のため、外国語通訳同伴のうえ、一斉に現地調査を行った。今後も官公署に照会して、職権消除の対象であるか確認を行う。</p> <p>⑤ 被災した場合以外でも徴収の猶予を行っている先進自治体の職員が講師の研修会に参加した。今後は当該講師の自治体に視察を行い、その取り扱い事例など調査し、マニュアルを作成する。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 滞納処分については、納税相談、財産調査、所在調査などを行い、差押処分当額は平成30年度を上回った。しかし、給与差押が減少しているため、引き続き財産調査のうえ処分可能案件は早期に差押を実施する。また、徴収不能案件の判断も早期に行い滞納処分の執行停止を行うことにより滞納整理に努める必要がある。
- ② 口座振替申込書を関係課に設置し振替勧奨を行った。また、差押終了後に口座振替の申込書を同封するなどして勧奨したが、引き続き口座振替申込のチラシなどを配布して勧奨を図っていく。
- ③ ショートメッセージサービスの案内については、催告の時期や未納額によって反応率が異なるため、令和元年度の実績を基に令和2年度も税目や催告時期など効果が見込める時期に実施していく。
- ④ 外国人の居住実態把握のため、一斉に現地調査をしたが、引き続き転出などにより新たな居所不明者の発生が予想されるため、令和2年度は定期的に調査を実施し、早期の実態把握に努める。
- ⑤ 災害発生時の徴収猶予の窓口での取り扱いマニュアルを作成したが、風水害だけではなく、新型コロナウイルスなどの徴収の猶予をすべき事案が発生しているため、納税者と接触ができない場合などを想定したマニュアルを作成する必要がある。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴収費

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
健康福祉部	笠松 智広
1. 現状と課題	
<p>① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については、計画を推進するため、引き続き住民への啓発に取り組む必要がある。</p> <p>② 生活困窮者や障害者等について、自立に向けた支援を行うとともに、相談者に応じた適切な対応を図る必要がある。</p> <p>③ 今後ますます増加していく高齢者が、いつまでも元気に、また、要介護状態になったとしても、住み慣れた地域で住み続けられるよう、地域全体で支え合える体制づくりが求められていることから、元気な高齢者が地域社会を支える力として活躍できるよう、また、生活支援、外出支援についても介護保険事業と連携した支援サービスを検討する必要がある。</p> <p>④ 介護保険事業については、適正な運営を推進しながら、第7期高齢者保健福祉計画の中間年次となることから、1年次の検証を踏まえつつ、次期計画策定に向けた検討に取り組む必要がある。</p> <p>⑤ 生活習慣病の予防や健康的な生活習慣の実践のため、生活習慣病に関する啓発の推進を図るとともに、各種けんしんの受診率を向上させる必要がある。</p> <p>⑥ 自殺対策基本計画の策定に伴い、関係部署や関係機関と連携して計画を推進する必要がある。</p> <p>⑦ 継続的な少子化対策として、妊娠から出産、育児における切れ目のない支援を行う必要がある。</p> <p>⑧ 関係機関との連携を図り、地域医療や広域医療の充実に向け取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① あらゆる機会を通じて計画の啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、地域での人材等の発掘や関係づくりに取り組む。</p> <p>② 生活困窮者や障害者等の自立に向けた支援を引き続き実施するとともに、複雑多岐にわたる課題を関係機関と連携し適切な対応を図る。</p> <p>③ 地域が抱える課題の解決に向け、各地区の協議体の自立に向けた支援や地域のグループ等の活動について支援を行うとともに、関係機関と連携し、より良いサービスの調査研究を行う。</p> <p>④ ケアプラン点検等を行い、適切な介護サービスの利用を促すとともに、次期高齢者保健福祉計画の策定に向け、データ分析や住民アンケート調査を実施する。</p> <p>⑤ 生活習慣病に関する啓発の推進については、生活習慣病の予防に繋がる事業をとおして、啓発を推進するとともに、各種けんしんのPRIに努め、積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>⑥ 自殺に関する相談窓口を整備するとともに、関係部署と連携し、情報共有を図り、自殺のない社会づくりに取り組む。</p> <p>⑦ 従来の妊婦健診や産後ケア事業を充実させるとともに、子どもを産み育てる環境の整備を図るため、子育て世代包括支援センター開設に向けた準備を行う。</p> <p>⑧ 関係機関や近隣自治体と情報を共有し、医師確保や病院運営など、医療体制の充実のための検討を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「社会を明るくする運動」に併せ啓発を行った。また、保健福祉まつり、市民活動フェスティバルの開催に併せ、また、民生委員児童委員が一斉改選となることから民生委員児童委員にも改めて啓発を行うとともに、人材等の発掘に取り組む。
- ② 生活困窮者や障害者等の自立に向けた支援を関係機関（社協、保健福祉事務所等）と連携し対応しているが、今後も連携し支援に取り組む。
- ③ 協議体については、各中学校区毎に組織され、毎月会議を開催し、各地区の課題について調査研究を行うなど自主的に活動を行っている。地域のグループ活動に対しては補助金を交付するなど支援を実施した。また、外出支援などについては、引き続き調査研究を行う。
- ④ ケアプラン点検については、事業所1カ所実施し、また、要支援者等のプランは適宜点検を実施しており、引き続き実施していく。下半期は、高齢者保健福祉計画の策定に向け、アンケート調査を実施していく。
- ⑤ 糖尿病の予防等を目的とした教室を開催し、生活習慣病の予防等に努めるとともに、がん検診の広報への特集記事の掲載、未受診者への電話や会議等に出向いての受診勧奨に取り組んでいる。
- ⑥ ゲートキーパー養成講座、出前ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策に係わる人材の確保と養成をすることができた。下半期は、関係部署との情報交換会等をおして相談体制の整備に取り組む。
- ⑦ 産婦健康診査の導入や宿泊型産後ケア事業を追加するなど子どもを産み育てる環境整備に取り組んだ。また、子育て世代包括支援センターの業務内容等を決定したことから、令和2年度の開設に向け事務を進めていく。
- ⑧ 地域医療については、医師会や歯科医師会と協議しながら事業を進めている。広域医療については、医師確保や病院運営など邑楽館林医療事務組合に現状の確認を行った。今後は、近隣自治体と情報を共有し、病院運営等について検討していく。

4. 最終レビュー

- ① 「社会を明るくする運動」、「保健福祉まつり」において啓発を実施することができたが、「市民活動フェスティバル」は新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となったことから、啓発及び人材の発掘等も行うことができなかった。引き続き、イベント時や民生委員児童委員への啓発を行うとともに、人材等の発掘に取り組む。
- ② 生活困窮者については保健福祉事務所等と連携し、2件就労に結びつけることができた。また、就労者の状況について継続して就労（過去に就労した全てではないが）していることが確認できた。障害者等の自立に向けた支援については、障害者相談支援センターを中心に個々の相談に対応した。
- ③ 協議体については、各地区の課題と解決方法について活発な意見交換が行われており、先進地の視察を行うなど、積極的に活動を行っている。地域のグループ活動に対しては補助金を交付するなど支援を実施した。また、外出支援などについては、ドア・ツー・ドア方式によるデマンド交通事業の実施に向け取り組む。
- ④ ケアプラン点検については、事業所1カ所実施し、要支援認定者等の軽度者に対する福祉用具貸与についても点検を実施した。また、高齢者保健福祉計画の策定に向け、アンケート調査を実施した。
- ⑤ 生活習慣病の予防等の啓発について、広報紙へのがん検診の特集記事の掲載、未受診者への個別通知、中学生の保護者への啓発を実施したことにより、わかば健診等の受診者を増加させることができた。
- ⑥ 特に出前ゲートキーパー養成講座の受講者が100人を超え、多くの自殺対策に係わる人材の確保と養成をすることができた。また、関係部署との情報交換会の企画を進め、相談体制の整備を行った。
- ⑦ 産婦健康診査の導入や宿泊型産後ケア事業を導入し、産後事業の充実を図ることができた。また、子育て世代包括支援センターの令和2年度の開設に向け業務内容の精査など調整を行った。
- ⑧ 地域医療については、医師会や歯科医師会と協議しながら事業を円滑に進めることができた。広域医療については、医師確保や病院運営など邑楽館林医療事務組合の取り組みについて構成自治体と協議をし、令和2年度の予算について検討を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名
IV1 地域福祉の充実
IV3 障害者福祉の充実
IV4 高齢者福祉の充実
IV5 医療体制と保険制度の充実
IV6 健康の保持増進

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
福祉課	酒井 清

1. 現状と課題

- ① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画について、第2年次となることから、引き続き、住民に広く周知し理解してもらうための啓発が必要である。
- ② 民生委員児童委員については、引き続き、委員のスキルアップを図ることと併せ、委員の任期満了に伴う改選が行われることから準備並びに改選後の運営について滞りなく進めることが必要である。
- ③ 生活困窮者や障害者等について、自立に向けた支援強化並びに相談者に応じた適切な対応が必要である。
- ④ 第五次大泉町障害者基本計画は第4年次、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が第2年次であることから、目標の達成状況を検証する必要がある。併せて、次期計画策定に向けた準備を実施する必要がある。

2. 取組方針

- ① 各地域での人材等の発掘や関係づくりを優先的に実施するとともに、社会福祉協議会と連携して、あらゆる機会を通じて計画の啓発に努める。
- ② 民生委員児童委員定例会時における様々な制度説明や意見交換等を通じて資質の向上を図るとともに、一斉改選に向けた準備並びに改選後におけるスムーズな運営に向けた準備を滞りなく実施する。
- ③ 生活困窮者や障害者等の自立に向けた支援を引き続き実施すると共に、複雑多岐にわたる問題を関係機関と連携し適切に対応する。
- ④ 第五次大泉町障害者基本計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画について、目標の達成状況を検証するとともに、第六次大泉町障害者基本計画策定に向けた住民アンケートを実施する。

3. 中間レビュー

- ① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の第一年次(平成30年度)が終了したことから、各課への調査を実施、計画の進捗状況を確認することができた。また、住民が多く参加するイベントにおいて計画の啓発を行い、今後も「保健福祉まつり」や「市民活動フェスティバル」等の開催が予定されていることから、地域福祉に関しての理解を深めるため、適切に計画の周知啓発に取り組む。
- ② 定例会における研修や郡並びに県の研修会に参加し個人の資質の向上が図れた。また、12月の改選に向けた取組みとして遅滞なく民生委員推薦会を実施し、12月からの民生委員児童委員を決定することが出来た。今後はスムーズに各委員が業務の引継ぎ並びに新任委員のスキルアップを図り業務に支障が出ないように準備する。
- ③ 生活困窮者、障害者等に対して、状況をよく聞き取り本人にとって最適な方法などを協議し、関係機関とともに自立に向け対処した。今後は生活困窮者に対しては無料職業相談等や雇用に前向きな企業に対して働きかけを行い、引き続き協力企業を募る。また障害者等に対しては本人並びに家族等の状況をよく見極めると同時に関係部署と連携し支援する。
- ④ 達成状況については、来年1月に実施する住民アンケートの実施時に、計画の進捗状況を確認する設問を設け、検証する。

4. 最終レビュー

- ① 地域福祉計画の啓発は、「社会を明るくする運動」や「保健福祉まつり」において計画の周知啓発活動を実施した。なお、「第2回市民活動フェスティバル」については、新型コロナウイルス感染防止のために開催中止となったためボランティアについてのアンケートが実施できなかったが、引き続き、計画の周知啓発並びにイベント時におけるアンケート調査等について取り組まなければならない。
- ② 一斉改選後の民生委員児童委員については新任委員が多く、委員活動のスキル向上に向けた郡民児協や県民児協主催の研修に参加し問題なく取り組むことが出来た。また、新しい民生委員児童委員からの福祉課への相談や問い合わせについては適切に活動を支援することができた。
- ③ 生活困窮者等に対する就労支援について、2名を就労に結びつけることが出来た。また、町内企業に対しては生活困窮者等の雇用に向けての働きかけや、就労後の状況等について企業に確認し、過去に就労している方についても継続して就労していることが確認できた。併せて、過去に就労した障害者等の就労については、町で実施している障害者相談支援センターを中心として個々の相談に応じ、障害者就労施設等に繋ぐことが出来た。
- ④ 現行計画における達成状況を確認するためのアンケートについては、進捗状況等についての設問を設け令和2年1月にアンケート調査を実施した。その後、アンケート調査票を回収し集計並びに検証作業を開始した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV1 地域福祉の充実	福祉タクシー使用料補助事業
	子ども食堂事業
IV3 障害者福祉の充実	日中一時支援事業(サービスステーション事業)
	地域生活支援事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
高齢介護課	宮永 和枝
1. 現状と課題	
<p>① 今後ますます増加していく高齢者が、いつまでも元気に、また、要介護状態になったとしても、住み慣れた地域で住み続けられるよう、地域全体で支え合える体制づくりが求められている。そのため、元気な高齢者が地域社会を支える力として活躍し、自らの健康の維持増進に努められるよう、自主的な地域活動について支援する必要がある。</p> <p>② 高齢者の自立した生活を支えるため、高齢者に対する生活支援サービスの充実や外出支援としての移動手段について、他の交通機関の状況を踏まえ、より利用しやすい方法等について検討しなければならない。</p> <p>③ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者やその家族の身近な相談窓口として設置している地域包括支援センターの役割は、ますます重要になることから、今後も連携し、事業に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>④ 介護保険事業については、適正な運営を推進しながら、第7期高齢者保健福祉計画の中間年次となることから、1年次の検証を踏まえつつ、次期計画策定に向けた検討に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 平成30年度から取り組んでいる生活支援体制整備事業について、地域が抱える課題の解決に向けた協議がスムーズに行えるよう、各地区の協議体の自立に向けた支援を行っていく。また、地域の老人クラブや介護予防グループ等の活動について支援を行うと共に、介護予防や認知症サポーター等のボランティアを育成し、高齢者の社会参加を促進する。</p> <p>② 各種高齢福祉サービスについて、より良い方法等を調査研究するとともに、高齢者デマンド交通については、利用しやすい事業の在り方について検討し、利用者の増加が図れるよう見直しを行っていく。</p> <p>③ 地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや介護予防サポーターの育成等、介護予防事業に取り組むとともに、民間のケアマネジャーや民生委員児童委員等関係団体とのネットワークを活用し、地域の高齢者やその家族の見守り・支援を行う。</p> <p>④ ケアマネジャーが作成するケアプラン点検等を行い、適切な介護サービスの利用を促すとともに、次期高齢者保健福祉計画の策定に向けた住民アンケート調査について、国の動向を踏まえながら実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 協議体については、各中学校区ごとに組織し、それぞれが毎月会議を開催し、各地区の課題について調査研究等、自主的な活動を行うようになってきた。下半期についても活動が定着するよう支援していく。老人クラブについては、下半期に実施を委託する高齢者の見守り活動について、実施に向けた準備を依頼した。地域の介護予防グループについては、活動を支援できるよう補助金を交付した。また、介護予防や認知症サポーター等のボランティア育成については、地域包括支援センターに委託し、養成講座やスキルアップ講座を開催した。下半期についても引き続き育成を行う。</p> <p>② 各種高齢福祉サービスについては、他市町村の事例等について調査研究を行っている。また、新規事業である特殊詐欺等対策機器貸与事業については、民生委員児童委員や警察等と連携しながら実施している。下半期についても、必要な人に貸与できるよう関係機関と連携しながら実施する。またデマンド交通については、今年度も順調に利用者が増加しているが、利用者の利便性の向上に向け、よりよい方法について、下半期も検討を行う。</p> <p>③ 地域包括支援センター事業については、随時連携しながら、順調に各種の事業を実施している。民間のケアマネジャーに対しては、2ヶ月に一度開催する会議による情報共有や研修会を実施している。また、地域の高齢者の相談については、関係機関と連携しながら、支援・見守りを行っている。下半期についても、各種事業の実施に取り組むとともに、連携して各種の相談に対応していく。</p> <p>④ ケアプラン点検については、事業所を1カ所実施、また、要支援者の軽度者に対する福祉用具の貸与の際、随時プランの内容を点検しており、下半期についても適正な介護サービスの利用につながるよう、同様に実施していく。また、次期高齢者保健福祉計画の策定に向けたアンケート調査については、下半期に実施する。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 各地区の協議体については、地域の課題と解決方法について活発な意見交換を行うとともに、1層・2層合同で先進地である高崎市の協議体を視察し、情報交換を行った。老人クラブについては、活動補助金を交付すると共に、訪問による声かけの機会を活用し、ひとり暮らし高齢者の見守りを行った。介護予防グループについては、補助金の交付による活動支援を行うと共に、令和2年度からも継続して活動が行えるよう、補助金の交付要綱を見直した。また、認知症サポーター等ボランティアの養成については、地域包括支援センターに委託し、スキルアップ等の講座を開催し、技術の向上を図った。
- ② 各種高齢福祉サービスについては、他市町村の事例等について調査研究を行うと共に、令和2年度から実施する新規事業の構築に取り組んだ。特殊詐欺等対策機器の貸与事業について、警察等と連携して取り組むことで、事業に対する普及啓発が進み、貸与者数の増加を促すことができた。また、デマンド交通については、令和元年度に引き続き、一部対象者の拡大を図った。令和2年度は、さらなる利便性の向上を図るため、ドア・ツー・ドア方式によるデマンド交通事業の実施に取り組む。
- ③ 地域包括支援センターや民生委員等関係機関と随時連携を行いながら、各種事業に取り組むとともに、民間のケアマネジャーとの連絡会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により3月は中止となったものの、感染症対策について緊密な連携をとり、情報共有を図った。また、地域包括支援センターで実施している認知症カフェについては、既存の開催に加え地域の施設においても行い、認知症に対する理解の推進と本人や家族の支援に努めた。
- ④ 介護給付費の適正化に資するため、介護サービス等の利用者に対し給付費通知を送付する他、居宅介護支援事業所のケアプラン点検を実施すると共に、要支援認定者等の軽度者に対する福祉用具貸与についても、適正な貸与となっているか点検を行った。また、令和2年度に行う次期大泉町高齢者保健福祉計画の策定に向け、計画の指標となるアンケート調査を実施した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV4 高齢者福祉の充実	緊急通報装置貸与事業
	特殊詐欺等対策機器貸与事業
	高齢者デマンド交通事業
	避難行動要支援者対策事業
	介護予防推進事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	任意事業費
	認知症総合支援事業費

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
健康づくり課	長谷川 則雄
1. 現状と課題	
<p>① 生活習慣病の予防や健康的な生活習慣の実践のため、生活習慣病に関する啓発の推進と各種けんしんの受診率を向上させなければならない。</p> <p>② 「健康寿命の延伸」を実現するためには、各種けんしんや医療的指導と併せて、毎日の食事による栄養摂取が重要な要素となるため、栄養改善指導の担い手の養成を図らなければならない。</p> <p>③ 自殺対策基本計画の策定に伴い、関係部署や関係機関と連携して計画を推進し、進捗管理を行わなければならない。</p> <p>④ 継続的な少子化対策として、妊娠から出産、育児における切れ目のない支援が必要である。</p> <p>⑤ 関係機関との連携を図り、地域医療や広域医療の充実に向けた取り組みが必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活習慣病に関する啓発の推進については、肥満やメタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防に繋がる事業をとおして、啓発を推進する。各種けんしんの受診率の向上については、受診率を向上させるための受診勧奨を行う。</p> <p>② 栄養改善指導の担い手の養成については、養成カリキュラムの構成を行い、「ヘルスマイト養成講座」を開催することにより、食生活改善推進員を養成し、食の指導と栄養管理をとおして健康づくりを推進する。</p> <p>③ 自殺対策基本計画の推進については、自殺に関する相談窓口を整備し、各関係部署との連携した取り組みを推進する。</p> <p>④ 継続的な少子化対策については、妊婦健診や産後ケア事業等の従来の事業を充実させるとともに、子育て世代包括支援センター開設に向けた準備を行う。</p> <p>⑤ 地域医療については、館林市邑楽郡医師会を始めとする関係機関との情報を共有し、町民ニーズを的確にとらえながら医療体制を充実させる。また、広域医療については、邑楽館林医療事務組合に対して医師確保や病院運営の改善等を求め、構成自治体とともに医療体制の充実のための検討を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生活習慣病に関する啓発の推進については糖尿病の予防及びコントロールを目的とした教室を開催し、生活習慣病の予防及び重症化予防に努めた。また、がんに係る特集記事を広報に掲載し、生活習慣病であるがんについての啓発を行った。引き続き各種けんしんなどの機会をとおして啓発を行う。各種けんしんの受診率の向上については、がん検診申込者で未受診の対象者に電話連絡による受診勧奨を継続している。また、他のけんしんについても広報やホームページでの受診勧奨を行う他、サークルやケアマネジャーの会議等に出向き受診勧奨を行っている。</p> <p>② 栄養改善指導の担い手の養成については、ヘルスマイト養成講座のカリキュラムの構成を行い、受講者の募集を行った。下半期については円滑な講座運営を行い、受講者全員が全日程を修了できるように事業を進める。</p> <p>③ 自殺対策基本計画の推進については、ゲートキーパー養成講座の他に、出前ゲートキーパー養成講座も実施し、自殺対策に係る人材の確保と養成に努めた。また、下半期については、各関係部署との情報交換会等をとおして相談体制の整備を行う。</p> <p>④ 継続的な少子化対策については、産婦健康診査の導入や宿泊型産後ケア事業の追加を行い事業を進めている。また、子育て世代包括支援センターについての相談窓口や業務内容の検討を行い詳細を決定した。下半期は令和2年6月開設に向けて遺漏なく事務を進める。</p> <p>⑤ 地域医療については大人の風しんの実施方法や事務処理の手順の説明会を開催し、円滑な予防接種の実施に向けて取り組んでいる他、医師会や歯科医師会と連携しながら今年度予定した事業を進めている。広域医療については、邑楽館林医療事務組合へ医師確保や病院運営の現状について確認した。下半期については、構成自治体と情報を共有しながら令和2年度の病院運営に係る必要な予算措置を検討する。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 生活習慣病に関する啓発の推進については、広報紙へのがん検診に係る特集記事の掲載や未受診者への個別通知、町内中学校の保護者に対して啓発を行ったことにより、結核肺がん検診、わかば健診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診、乳がん検診、大腸がん検診について平成30年度よりも受診者数を増加させることができた。
- ② 栄養改善指導の担い手の養成については、ヘルスマイト養成講座を6回実施し、受講者19人全員が修了した。食や健康に関する知識を得た修了生全員が栄養改善指導の担い手として、食生活改善推進員になる予定である。
- ③ 自殺対策基本計画の推進については、出前ゲートキーパー養成講座の受講者が100人を超え、自殺対策に係る人材の確保と養成が図れた。また、情報交換会の企画を進め、相談体制の整備を行った。
- ④ 継続的な少子化対策については、少子化対策の一環として、産婦健診や宿泊型の産後ケアを導入し、産後事業の充実を図った。また、子育て世代包括支援センターについては、業務内容を精査し、新年度事業実施に向けた調整を行った。
- ⑤ 地域医療については、館林市邑楽郡医師会や館林邑楽歯科医師会と連携しながら、予防接種や健康診査などの事業を円滑に行った。広域医療については、邑楽館林医療事務組合の病院運営と医師確保に向けた取り組みについて、構成自治体と協議しながら、令和2年度の病院運営に係る予算について検討した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV6 健康の保持増進	結核予防事業
	がん検診事業
	乳児家庭全戸訪問事業

平成31年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
住民経済部	石川 肇
1. 現状と課題	
<p>① 住民課窓口については、スムーズな手続きを行うために、的確な案内と説明ができることが必要である。また、郵便物の取り扱いに関しては課内統一を図り、受け取りから最終処理まで明確にする必要がある。</p> <p>② 国保制度改革の2年目となることから、引き続き県と連携して健全で安定的な国保運営を行う必要がある。保健事業については、特定健康診査による疾病の予防や早期発見により、被保険者の健康維持及び医療費を抑制し、生活習慣病の発症に伴う糖尿病性腎症の重症化を防ぐため、人間ドック利用者の増加を図る必要がある。</p> <p>③ 企業誘致については、ものづくりのまちとしての強みを生かし、積極的に企業を訪問し、企業情報や要望を収集する。あわせて、企業間のビジネスマッチング支援や既存企業の事業拡張を促進する必要がある。</p> <p>④ 観光振興については、観光協会や町内の高等学校等関係機関と連携を図り、群馬デスティネーションキャンペーン等を推進することで、誘客の増加及び観光資源の発掘等を行う必要がある。</p> <p>⑤ 商工業振興については、引き続き、住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を行う必要がある。また、商工会と連携し創業者・経営者支援を行い、地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>⑥ 経営所得安定対策については、平成30年度産から国が米政策を見直し、生産者等の自主的な取り組みによる需要に応じた米の生産が必要であることから、制度の周知、適正な事務処理を行い農業経営の安定を図る必要がある。</p> <p>⑦ 農地については、農業経営の規模拡大や生産性向上のため、利用集積・集約化を図り、畑地化による高収益作物の推進を検討する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 職員からお客様に対して積極的に声がけし、用件等をお聞きしてスムーズに手続きができるよう、的確な案内を行う。郵便物については、課内で取り扱い方法について統一する。</p> <p>② 県が主催する国保連携会議等に積極的に参加し、他市町村と情報共有する中で、健全で安定的な国保運営を行っていく。また、ホームページや広報紙を利用した周知を行い、特定健康診査受診率の向上及び人間ドック利用者の増加を図る。あわせて、未受診者に対しては、引き続き、電話やハガキ等により個別に受診勧奨を行う。</p> <p>③ 企業誘致については、企業訪問を通じての情報収集や積極的に企業立地セミナー等に参加し、本町のPRを行う。また、企業情報交換会開催時のビジネスマッチング支援及び各種奨励金による制度を活用し、既存企業の設備投資を支援し雇用機会の拡大を図る。</p> <p>④ 観光振興については、群馬デスティネーションキャンペーンに伴う各種観光イベントに参加し、あわせてマスメディア等を活用した広報活動を行い、官学連携しての特産品開発を推進することにより、本町をPRするとともに誘客の増加を図る。</p> <p>⑤ 商工業振興については、住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を継続して実施する。また、商工会と連携し、創業よろず相談会等実施し、創業者・経営者支援を行い地域経済の活性化を図る。</p> <p>⑥ 経営所得安定対策については、効率的な制度の利用を促進するため、関係機関と連携して制度の周知に取り組み、適正に事務処理を行う。</p> <p>⑦ 農地については、農業委員会及び関係農業団体と連携し、農地の利用集積及び有効活用を図るため、農地中間管理事業の周知啓発を行う。また、畑地化による高収益作物の推進を図る。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 積極的な声かけにより、スムーズな案内と窓口では、わかりやすい説明を行った。また、郵便物の取り扱いについては、手順書に基づき統一した処理を行った。引き続き積極的な声かけと手順書に基づいた処理を実施していく。
- ② 制度改正後の事業運営状況、国保財政の将来展望等について県及び各市町村と情報共有を図っている。特定健康診査等の受診率向上及び人間ドックの利用促進に向け、周知啓発を実施した。また、特定健康診査の未受診者に対し受診勧奨用はがきの送付を行った。今後も県と連携し、健全な国保事業運営を行うとともに、特定健康診査等の受診率向上に向け、関係機関等との協議検討を進めていく。
- ③ 企業訪問を通じ情報収集を行い、各種奨励金制度の周知を図った。今後も積極的に企業訪問を行い、情報収集、情報交換に取り組むとともに、企業情報交換会を開催し、企業間のマッチング支援、雇用機会の拡大を図る。
- ④ 観光振興については、県の主催する群馬DESTINATIONキャンペーン等にて本町のPR活動を行い、各種SNSを活用し情報発信に努めた。引き続き、各種団体と連携を強化し、本町の特色を活かした観光振興に努める。
- ⑤ 住宅リフォーム補助や店舗リニューアル補助制度をPRするとともに起業や創業支援についても各種会議やイベントにてPRを行った。引き続き制度のPRを行うとともに、下半期には創業よろず相談会等実施し、創業者・経営者支援を行う。
- ⑥ 効率的な制度の利用を促進するため、関連機関と連携し制度の周知を行うとともに適正な事務処理を行った。今後も研修等に参加し知識を深め、関連機関と連携し制度の周知と適正な事務処理を行う。
- ⑦ 事業の周知啓発PRを行い、農地の利用集積と有効利用を推進している。下半期には、農業情報交換会の開催と、古氷農園の利用を通して農業に対する興味と理解を深める。

4. 最終レビュー

- ① お客様が迷わずスムーズに来庁目的を果たせるよう全員で積極的な声かけを実践した。郵便物の取り扱いについては、手順書により受け取りから最終処理までの手順が明確化された。引き続き、挨拶先手を常に実践し手順書の確認も行っていく。
- ② 県主催の国保連携会議において、最終案として保険税率統一に向けた県の方向性が示された。そのため、本町の検討課題などを検証し健全な事業運営が行えるよう、他自治体との情報共有及び連携した取り組みを進めて行く必要がある。特定健康診査については、集団及び個別健診とも受診率が前年を上回った。また、特定保健指導についても、電話による個別面接に重点を置いて勧奨を行ったため、受診率が前年を上回った。今後も、糖尿病性腎症重症化予防に向け、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に取り組む必要がある。
- ③ 積極的に企業訪問を実施し、情報収集と各種奨励金制度の周知を行った。また、今年度2回目の企業情報交換会を1月に開催し、企業間のマッチング支援や既存企業の支援に奨励金等のPRを行った。各セミナーなどに参加し、町外企業に対しても本町のPRをする必要がある。
- ④ 観光振興については、大泉まつりなどの観光イベントの実施や群馬DESTINATIONキャンペーンに合わせた県内外でのPR活動等を通じて、観光誘客を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、2月及び3月のPR活動が中止となった。イベントなど開催が自粛されたが、観光協会等の各種団体と連携を行い、本町の特色を活かした観光振興に努めていく。
- ⑤ 商工業振興については、令和元年東日本台風(台風第19号)の災害に伴い緊急リフォーム補助制度を制定し、被災者支援を行った。引き続き、店舗リニューアル補助を行い、既存店舗支援や空き店舗対策を図る。また、環境整備の充実を推進していくとともに、商工会と連携をし、商業振興や創業支援を図っていく。
- ⑥ 経営所得安定対策については、制度の周知や適正な事務処理の実施により、効率的な制度利用や農業経営の安定が図れた。引き続き、農業者による主体的な取り組みの推進を図っていく。
- ⑦ 周知啓発により、農地の利用集積と有効利用の推進が図れた。農業情報交換会については、12月に開催し、商品化等に向けた課題を見直すことができた。また、古氷農園については11月から貸し出しを開始し、利用者を増やす取り組みを行っていく。

5. 所管する施策

施策名
I 1 工業の振興
I 2 商業の振興
I 3 農業の振興
I 4 地域経済の活性化
I 5 勤労者福祉の推進
I 6 観光の振興
IV5 医療体制と保険制度の充実
V 7 消費者行政の充実

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
住民課	萩口 由恵

1. 現状と課題

- ① 来庁されたお客様が、迷わずスムーズに手続きができるよう、的確な案内が必要である。
- ② 住民課に関わる手続きについては、どの職員も同一内容で説明できることが必要である。
- ③ 郵便物の取り扱いについて課内で統一し、受け取りから最終処理まで明確にしておく必要がある。
- ④ 消費生活センターにおいては、令和4年4月から成人年齢が18才になることを踏まえ、若い世代への消費者教育を充実させていく必要がある。
- ⑤ 町民相談室は、町民相談と所管する相談窓口はもとより、各種専門相談窓口や関連団体との連携強化が必要である。

2. 取組方針

- ① 積極的に声がけを行い、お客様の来庁目的をお聞きし、迷わずスムーズに手続きができるよう的確な案内をする。
- ② 住民課の各種手続きについて、各職員が手順書や研修マニュアルを確認して同じ窓口対応を行えるようにする。
- ③ 郵便物の取り扱いについては、手順書に基づき、課員が共通認識のもと、統一した処理を行う。
- ④ 消費生活センターにおいては、成人年齢が18才になることを踏まえ、若い世代への消費者教育を早い段階から計画的に行っていく。
- ⑤ 町民相談室は、日頃から所管する相談窓口の弁護士や相談員とのコミュニケーションを図るとともに、各種専門窓口や関連団体を良く把握しておき、必要なときにすぐに連携できるような体制を整えておく。

3. 中間レビュー

- ① 積極的な声がけにより、お客様の目的部署への案内や住民課での受付のサポートがスムーズに行えている。今後も継続して声がけを行い、来庁者へのサービス向上に取り組む。
- ② 手続きの変更点などは常に情報共有を行い、窓口において同一内容で説明できるよう取り組んでいる。今後も常に新しい情報を確認し、情報共有を行っていく。
- ③ 郵便物の取り扱いについては、手順書に基づき統一した処理を行っている。今後も引き続き統一した取り扱いを行うよう指導していく。
- ④ 消費生活センターでは、各年代ごとに出席講座を行っている。下半期については、中学生の授業の中で契約トラブルに関する事例を用いた講座を計画し、実施する予定である。
- ⑤ 各種相談において、関係する部署、関係団体等の役割を把握し、いつでも連携が取れるよう整理した。相談者に対する的確なアドバイスをできるよう、引き続き連携強化を図っていく。

4. 最終レビュー

- ① お客様来庁時には、まず挨拶をし、迷っているようであれば用件を伺って目的部署への案内を行った。また、住民課での手続きについても適正な申請・届出の案内をするなど、お客様が迷わずスムーズに来庁目的を果たせるよう全員で積極的な声がけを実践した。今後も、役場は行きづらいというイメージがなくなるように、継続して親切丁寧な対応を心掛けていく。
- ② 窓口において同一の対応を行うために、各職員がそれぞれ研鑽を積むとともに、事務処理の変更点などについては定例ミーティングにおいて常に情報を共有した。令和2年度も引き続き情報共有を徹底して行っていく。
- ③ 郵便物の取り扱いについては、手順書により受け取りから最終処理までの手順が明確化され、統一した処理を行うことが出来た。令和2年度も引き続き同様の取り扱いを行っていく。
- ④ 消費生活センターにおいては、令和元年度は町内全中学校への出席講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、1校のみの実施となった。世代にあった消費者教育の必要性があることから、令和2年度に改めてスケジュールを考えていく必要がある。
- ⑤ 町民相談室では、相談の内容によって適切な相談窓口を案内することができ、また庁内外の関係部署及び関係機関との連携により、相談者に対しきめ細やかな支援を行うことが出来た。令和2年度も引き続き連携を図り、相談者に寄り添った対応を行っていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V7 消費者行政の充実	消費生活センター運営事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
国民健康保険課	千吉良 輝夫

1. 現状と課題

- ① 国保事業について、制度改革の2年目となることから、県と連携を図り、健全かつ安定した事業の運営を行う必要がある。
- ② 被保険者の健康維持及び医療費抑制に向け、特定健康診査等の受診勧奨並びに人間ドックの利用促進を図り、生活習慣病の発症、主に、糖尿病性腎症の重症化を防ぎ、疾病の早期発見に取り組む必要がある。

2. 取組方針

- ① 県主催の国保連携会議等に積極的に参加し、他市町村と情報共有を行い、健全かつ安定した国保事業の運営を行う。
- ② 特定健康診査等の受診率向上及び人間ドックの利用者増加を図るため、ホームページや広報紙等を利用し、積極的に周知啓発を行う。なお、特定健康診査の未受診者に対しては、電話やハガキにより個別に受診勧奨を行う。

3. 中間レビュー

- ① 県主催の国保連携会議等に参加し、制度改革後の事業運営状況、国保財政の将来展望等について県及び各市町村と情報共有を図っている。また、保険税率統一へ向け、各市町村の抱える課題等について、継続して協議検討を進めながら、健全な国保事業運営を行う。
- ② 特定健康診査等の受診率向上及び人間ドックの利用促進に向け、ホームページや広報紙等を利用し周知啓発を実施した。また、特定健康診査の未受診者に対し受診勧奨用はがきの送付を行った。なお、引き続き、受診勧奨の周知啓発を図りながら、受診率向上に向け関係機関等との協議検討を進める。

4. 最終レビュー

- ① 県主催の国保連携会議において、事業運営や将来的な財政課題等について協議を進めてきたが、最終案として保険税率統一に向けた県の方向性が示された。そのため、本町の検討課題などを検証し健全な事業運営が行えるよう、また、県が示す保険税率統一に向けた方向性に沿って対応が可能となるよう他自治体との情報共有及び連携した取り組みを進めていく必要がある。
- ② 特定健康診査について、広報紙やホームページを利用し周知啓発を行うとともに勧奨機会を増やしたため、集団及び個別健診とも受診率が前年度を上回った。また、特定保健指導についても、対象者の抽出データを精査し、電話による個別面接に重点を置いて勧奨を行ったため、受診率が前年度を上回った。今後も、糖尿病性腎症重症化予防に向け、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上に取り組む必要がある。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費
	人間ドック受診補助事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
経済振興課	初谷 英之
1. 現状と課題	
<p>① 企業誘致については、ものづくりのまちとして発展してきた町の強みを更に生かすべく、積極的な企業訪問を通じて、企業情報や要望の収集を行うとともに、企業間のビジネスマッチング支援や、既存企業の事業拡張を促進する必要がある。</p> <p>② 観光振興については、観光協会や町内高等学校、近隣市町と連携を図りながら、群馬デスティネーションキャンペーン等を推進し、本町への誘客促進及び観光資源の発掘・磨き上げを行う必要がある。</p> <p>③ 商工業振興については、地域経済活性化のために住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を引き続き行うとともに、商工会と連携し、創業者・経営者への支援を行う必要がある。また、地域経済の担い手である中小企業や小規模企業の振興策が必要である。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、勤労者の雇用環境を守るため支援を行う。また、雇用機会を拡大し、働く女性の雇用環境の改善を図る取り組みを行う必要がある。</p> <p>⑤ 経営所得安定対策については、平成30年産から米政策の見直しが行われ、生産者等の自主的な取り組みによる需要に応じた米生産が必要となっていることから、制度の周知を図るとともに適正な事務処理を行い、農業経営の安定を図る。</p> <p>⑥ 認定農業者制度については、農業経営の確立のため普及・啓発を図るとともに人・農地プランにおいて地域の中心経営体と位置づけ、農地の集積を図る。また、将来、認定農業者となり得る認定新規就農者の育成確保を図る必要がある。</p> <p>⑦ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等について、経年劣化箇所の補修等を行うとともに、突発的な豪雨に備えた冠水対策の必要がある。</p> <p>⑧ 農業経営の規模拡大や生産性向上のため、利用集積・集約化を図るとともに畑地化による高収益作物の推進も検討する必要がある。また、農業の多面性について理解を深める取り組みが必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 企業誘致については、企業訪問を通じた情報収集を行うとともに、企業立地セミナー等に積極的に参加し、本町のPRを行う。また、企業情報交換会の開催によるマッチング支援や、各種奨励金をはじめとする支援制度の活用により、既存企業の設備投資や雇用機会の拡大を図る。</p> <p>② 観光振興については、群馬デスティネーションキャンペーンを推進するため県内外で行われる各種観光イベントに参加をするとともに、マスメディア等を活用した広報宣伝活動、官学連携した特産品の開発等を行うことにより、本町のPR及び誘客を促進する。</p> <p>③ 商工業振興については、住宅リフォーム補助金や店舗リニューアル補助金等の各種補助制度を継続するとともに、商工会と連携し、創業よろず相談会等を実施し、起業家・経営者の支援を図る。また、中小企業・小規模企業振興施策の基本となる「中小企業・小規模企業振興条例」を制定する。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、中小企業退職金共済制度加入促進補助金などの補助事業により勤労者の支援を行う。また、女性キャリアアップ奨励金や雇用奨励金を助成し、働く女性の雇用環境の改善と町内在住者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>⑤ 経営所得安定対策については、効率的な制度の利用を促進するため、関連機関と連携し制度の周知に取り組み適正な事務処理を行う。</p> <p>⑥ 認定農業者制度については、認定農業者及び認定新規就農者の育成確保を図るとともに、人・農地プランの見直しを行い、地域の中心経営体の明確化を図る。</p> <p>⑦ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等の点検や生産者からの情報収集を行い補修を行う。また、寄木戸地内の冠水対策のため七ヶ村用水の水門電動化工事を行う。</p> <p>⑧ 農地中間管理事業の周知啓発による農地の利用集積と有効利用を図るとともに、農業情報交換会を開催し、新たな作物栽培等について検討する。また、古氷地内の町有地を市民農園として整備し、農業に対する理解を深める。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 企業誘致については、企業訪問を通じた情報収集を行い、各種奨励金制度の周知を図った。引き続き積極的に企業訪問を行い、情報収集に取り組む。また、令和元年6月の企業情報交換会では205社275名の参加と過去最大であり、企業間のマッチング支援や本町のPRを行った。また、次回の企業情報交換会の開催に向け内容等を検討する。
- ② 観光振興については、群馬デスティネーションキャンペーンに合わせたPR活動等を通じて、観光誘客を図った。引き続き、観光協会などの各種団体と連携を強化し、本町の特色を活かした観光振興に努める。
- ③ 商工業振興については、商業振興や創業支援の活性化のため住宅リフォーム補助制度や店舗リニューアル補助制度を継続するとともに、街路灯のLED化など、更なる環境整備の充実を図る。また、中小企業・小規模企業振興施策の基本となる「中小企業・小規模企業振興条例」を制定していく。
- ④ 勤労者福利厚生については、町内事業者に対し、各種補助制度の案内を送付し制度の周知を行った。また、働く女性の雇用環境改善を図るための女性キャリアアップ奨励金や新たな雇用機会を図るため雇用奨励金の案内を引き続き企業訪問時に行っていく。
- ⑤ 経営所得安定対策については、効率的な制度の利用を促進するため、関連機関と連携し制度の周知を行うとともに適正な事務処理を行った。
- ⑥ 認定農業者制度については、人・農地プランの見直しを行い、地域の中心経営体の明確化を図る。
- ⑦ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等、生産者からの情報を収集し、点検や補修を行った。また、七ヶ村用水の水門電動化に向けての事務処理を進めている。
- ⑧ 農地中間管理事業の周知啓発を行い、農地の利用集積と有効利用を推進している。また、農業情報交換会の開催に向け調整を行うとともに、11月からの古氷農園の利用をとおして農業に対する理解を深める。

4. 最終レビュー

- ① 企業誘致については、積極的に企業訪問を実施し、情報収集と各種奨励金制度の周知を行った。また、1月にも企業情報交換会を開催し、企業間のマッチング支援や本町のPRを行うことができた。引き続き、企業訪問を通じて情報を収集するとともに、企業立地イベントの参加や企業情報交換会の開催等により、企業誘致や既存企業の支援に取り組む。
- ② 観光振興については、大泉まつりなどの観光イベントの実施や群馬デスティネーションキャンペーンに合わせた県内外でのPR活動等を通じて、観光誘客を図った。引き続き、観光協会等の各種団体と連携を行い、本町の特色を活かした観光振興に努めていく。
- ③ 商工業振興については、街路灯電気料金補助や住宅リフォーム助成制度及び令和元年東日本台風(台風第19号)の災害に伴い制定した緊急リフォーム補助制度、店舗リニューアル補助制度を実施し、町内経済の活性化を図るとともに環境整備の充実に努めた。また、中小企業・小規模企業振興施策の基本となる「中小企業・小規模企業振興条例」についても制定した。引き続き、環境整備の充実を推進していくとともに、商工会と連携をし、商業振興や創業支援を図っていく。
- ④ 勤労者福利厚生については、町内事業者に対し、雇用調整助成金など各種補助制度の案内を送付し制度を周知するとともに、中小企業退職金共済制度加入促進補助を実施し、勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図った。また、女性キャリアアップ奨励金及び雇用奨励金の案内を企業訪問時に行い、働く女性の雇用環境改善や雇用機会の拡大を図った。
- ⑤ 農業経営所得安定対策については、需要に応じた米生産の推進のため、窓口等での制度の周知や関係機関との情報共有を行った。また、各種交付金の交付事務等において現地確認等を行い、適正な事務処理を行った。
- ⑥ 認定農業者制度については、人・農地プランをより具体的なものとし地域の中心経営体としての明確化を図るため、見直し方法の検討を行った。令和2年度において、地域での話し合いによる中心経営体の明確化を図る。
- ⑦ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等、生産者からの情報を収集し、点検や補修を行った。また、七ヶ村用水の水門電動化工事を実施した。
- ⑧ 農地中間管理事業については、周知啓発により、農地の利用集積と有効利用の推進が図れた。農業情報交換会については、12月に開催することができ、商品化等に向けた課題を見直すことができた。古氷農園については11月から貸し出しを開始した。講習会や農機具の貸出しなど利用者を増やす取り組みを行っていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 1 工業の振興	中小企業新技術・新製品開発支援事業
	設備導入支援事業
	貸付事業
I 2 商業の振興	商業環境施設整備事業
	商業活性化支援事業
	経営改善支援事業
I 3 農業の振興	加工用米助成金交付事業
	農地中間管理事業
	用排水路等整備事業
I 4 地域経済の活性化	企業誘致事業
	企業支援事業
I 5 勤労者福祉の推進	勤労者福利厚生事業
	いずみの杜運営事業
I 6 観光の振興	観光協会活動費補助事業
	群馬マステイネーションキャンペーン推進事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男
1. 現状と課題	
<p>① 広域公共バスについては、利用者増加に向けた周知を引き続き行うとともに、利用者の利便性向上のため関係自治体等と連携し調査研究を行う必要がある。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランを社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて検証していく必要がある。</p> <p>③ 町営住宅については、空き家老朽住宅の解体を行うとともに、予防保全的な維持管理とライフサイクルコスト削減のため計画的に補修・改修を行う必要がある。また、家賃収納対策については、入居者間の公平性を確保するため、滞納者を減らし収納率向上を図る必要がある。</p> <p>④ 木造住宅の耐震化支援策等については、木造住宅耐震改修及び耐震シェルター等設置支援事業、ブロック塀等改善事業などの補助制度を実施しているが利用者が少ない。利用促進のため引き続きPR活動を行う必要がある。</p> <p>⑤ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、雨水冠水箇所等の改修、街路樹の維持管理、橋りょうの長寿命化修繕等を行うとともに、都市計画道路上小泉古海線及び小舞木寄木戸線の整備を進める必要がある。</p> <p>⑥ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進などに有効なため、調査地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑦ 公園については、安心して利用できるよう公園施設の適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、過密となった公園樹木については、剪定や間引きを行う必要がある。</p> <p>⑧ ごみ対策については、ごみステーションへの搬出等ルール意識啓発を行うとともに、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上を図る必要がある。</p> <p>⑨ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設については、構成市町(太田市、千代田町、邑楽町)と連携し、令和2年度末までに完成させる必要がある。</p> <p>⑩ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備を計画的に推進するとともに、下水道未接続者への接続促進を図る必要がある。また、下水道事業特別会計については、令和2年度から公営企業会計へ移行する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 広域公共バスについては、利用者増加に繋がるよう医療施設及び商業施設、高校等へのPR活動を実施するとともに、関係自治体等と乗降調査などの調査研究を行い、利用者の利便性向上を図る。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの事業計画の取り組みを振り返りながら、持続可能なまちづくりを行う指針とするため、2か年をかけて一部改訂に取り組む。</p> <p>③ 町営住宅については、間之原及び丘山町営住宅の空き家老朽住宅の解体を実施するとともに、新たな町営住宅長寿命化計画の策定に取り組む。また、家賃収納対策として、早期の納入指導や新たな滞納者抑制に取り組むとともに、悪質滞納者には訴えの提起などにより滞納家賃の完納に取り組む、収納率向上を図る。</p> <p>④ 木造住宅の耐震化支援策等については、木造住宅耐震改修及び耐震シェルター等設置支援事業、ブロック塀等改善事業などの補助制度を継続して行うとともに、広報、ホームページ、耐震相談会等により広く利用者を募るPR活動を実施する。</p> <p>⑤ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、雨水冠水箇所等の調査、街路樹の維持管理、橋りょうの長寿命化修繕及び長寿命化修繕計画の更新等を行う。また、都市計画道路上小泉古海線は令和2年度の完成を目指し工事に着手し、小舞木寄木戸線は用地買収等を一部実施する。</p> <p>⑥ 地籍調査事業については、2年次となる住吉地区は、事業計画に基づき一筆地調査等を実施する。事業に着手する日の出・坂田一丁目地区は、事業計画を作成し地元説明会等を実施する。</p> <p>⑦ 公園については、公園施設の適正な管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づく維持更新や公園灯のLED交換工事を計画的に実施する。また、城之内公園等の高木等剪定や間引きを行う。</p> <p>⑧ ごみ対策については、ごみステーションへの搬出等ルール遵守のため、町内巡回、広報及び掲示等の啓発活動を引き続き実施するとともに、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上のため、資源ごみ分別、古着等拠点回収及び剪定枝リサイクルの周知を図る。</p> <p>⑨ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設については、構成市町と連携を図り、平成31年度工事を施設整備計画どおり完了させる。</p> <p>⑩ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備を経営戦略に基づき国庫交付金等を活用し取り組むとともに、下水道未接続者には町補助金等の制度説明を行い接続促進を図る。また、下水道事業特別会計は、令和2年度から公営企業会計へ移行するため地方公営企業法適用業務に取り組む。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 広域公共バスについては、利用者増加に向けて町内の中学3年生、高齢者教室の参加者及び沿線の高校等へのPR活動を実施するとともに、関係自治体等と乗降調査などを行い、利便性向上に向けて調査研究を行った。下半期も引き続き、PR活動を実施するとともに調査研究を行う。
- ② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂を行うため、都市づくり構想の各種事業の振り返りを行い進捗状況を把握した。下半期は改訂素案の取りまとめを行う。
- ③ 町営住宅については、間之原及び丘山町営住宅の空き家老朽住宅の解体工事を実施するとともに、町営住宅長寿命化計画の策定を国の指針に基づき進め、下半期には計画を策定する。また、家賃収納対策については、滞納者等への督促や催告、悪質滞納者の連帯保証人への納付指導等を実施し、下半期は現年度の収納強化と悪質滞納者への法的措置などにより、滞納家賃の完納と収納率向上を
- ④ 木造住宅の耐震化支援策等については、広報、ホームページで利用者の募集を行った。下半期は、地区の自主防災会などでのPR活動や環境フェアーで耐震相談会を開催し、広く利用者を募る。
- ⑤ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、雨水冠水箇所等の調査、街路樹の維持管理、橋りょうの長寿命化修繕及び長寿命化修繕計画の更新等に係る工事及び委託業務を発注した。下半期は進捗管理と街路樹の補植工事を発注する。また、都市計画道路上小泉古海線は工事に着手し、下半期は進捗管理を実施する。小舞木寄木戸線は1件の地権者と用地買収等の合意が得られ、下半期で契約を行う。
- ⑥ 地籍調査事業については、住吉地区は事業計画に基づき地権者説明会を開催し、下半期は一筆地調査等を実施する。日の出・坂田一丁目地区は事業計画を作成し、下半期は地元説明会等を実施する。
- ⑦ 公園については、遊具の保守点検業務委託と公園灯のLED交換工事等を発注し完了した。下半期は公園施設の維持更新工事と城之内公園等の高木剪定や間引き業務を発注する。
- ⑧ ごみ対策については、ごみステーションへの搬出等ルール遵守のため、町内巡回、掲示等の啓発活動の実施と、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別、古着等拠点回収及び剪定枝リサイクルの周知を行った。下半期も引き続きごみ排出量の削減等に取り組む。
- ⑨ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設については、基礎工事が完了し、鉄骨等躯体工事に着手した。下半期も引き続き、構成市町と連携を図り、令和2年度末までに施設を完成させる。
- ⑩ 下水道事業については、幹線管渠、面整備管の整備工事を国庫交付金等を活用し発注した。下半期は進捗管理を行う。下水道未接続者には、広報等での周知や通知を発送し接続促進に取り組んだ。下半期も引き続き、接続促進に取り組む。下水道事業特別会計は、公営企業会計へ移行するため条例整備を行った。下半期は引き続き、令和2年度からの地方公営企業法適用に向けて準備を進める。

4. 最終レビュー

- ① 広域公共バスについては、利用者増加に向けて、町のイベント、中学3年生、高齢者教室、沿線の医療及び商業施設並びに高校等へのPR活動を実施するとともに、関係自治体等と乗降調査などを行い、利便性向上に向けて調査研究を行った。利用者数は、増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による高校の臨時休校等により、令和2年3月の利用者数が激減し、平成30年度の利用者数を上回ることができなかった。
- ② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂を行うため、大泉町都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、各種事業の振り返りを行うとともに、改訂素案の策定に着手した。
- ③ 町営住宅については、空き家老朽住宅4戸(間之原2戸、丘山2戸)の解体工事を実施するとともに、町営住宅長寿命化計画を国の指針に基づき策定した。また、家賃収納対策については、滞納者や連帯保証人への督促、催告や臨戸訪問、悪質滞納者の連帯保証人への納付指導等を実施し、収納強化に取り組んだことにより、収納率は平成30年度を上回った。
- ④ 木造住宅の耐震化支援策等については、広報、ホームページ、地区自主防災会などでのPR活動や環境フェアーで耐震相談会を開催し、広く利用者を募った。その結果、木造住宅耐震診断者派遣事業は9件、ブロック塀等改善事業は除却6件と築造4件の申請があったが、木造住宅耐震改修事業は申請がなかった。
- ⑤ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、雨水冠水箇所等の調査、街路樹の維持管理及び補植、橋りょうの長寿命化修繕及び長寿命化修繕計画の更新、上小泉古海線等に係る工事及び委託業務を発注し完了した。また、小舞木寄木戸線は1件の地権者と用地買収等の契約を行った。さらに、令和元年東日本台風(台風第19号)により浸水被害が発生した寄木戸・丘山地区については、太田市及び県と連携し対策を検討し、吉田地区については県に対策の要望を行った。
- ⑥ 地籍調査事業については、住吉地区は事業計画に基づき地権者説明会を開催し、一筆地調査等を実施した。日の出・坂田一丁目地区は事業計画を作成し、地元説明会等を実施した。
- ⑦ 公園については、遊具の保守点検業務委託、公園施設の維持更新工事、公園灯LED交換工事、城之内公園等の高木剪定や間引き業務等を行い、安心して利用できるよう適正な維持管理を行った。
- ⑧ ごみ対策については、ごみステーションへの搬出等ルール遵守のため、町内巡回、掲示等の啓発活動の実施と、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別、古着等拠点回収及び剪定枝リサイクルの周知を行った。

- ⑨ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設については、基礎工事、地下部分の躯体工事が完了し、地上部分の躯体工事に着手した。令和2年度についても構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり工事を完了させる。
- ⑩ 下水道事業については、国庫交付金等を活用し、幹線管渠、面整備管の整備工事を行うとともに、下水道未接続者には、広報等での周知や通知を発送し接続促進に取り組んだ。下水道事業特別会計については、公営企業会計へ移行するための条例整備、関係部署への研修会の実施、町内外の金融機関との収納事務取扱いの契約などを行い、令和2年度からの地方公営企業法適用に向けた事務を行っ

5. 所管する施策

施策名
Ⅱ1 市街地の整備
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理
Ⅱ3 公園・緑地の整備・維持管理
Ⅱ4 河川・水路の整備
V1 上下水道の整備
V2 地域環境の保全
V3 循環型社会の推進
V6 住宅環境の充実

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
都市整備課	青木 篤
1. 現状と課題	
<p>① 広域公共バスについては、利用者増加に向けて引き続き周知を行うとともに、関係自治体等と連携し利用者の利便性が向上するよう調査研究する必要がある。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランを社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて検証していく必要がある。</p> <p>③ 町営住宅については、地域の安全性や景観の観点から、空き家老朽住宅の解体を行う必要がある。また予防保全的な維持管理を行い、ライフサイクルコスト縮減のため、計画的に補修・改修を行う必要がある。</p> <p>④ 家賃収納対策については、入居者間の公平性を確保するため、家賃滞納整理事務要綱に基づき滞納者を減らし、収納率向上を図る必要がある。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援策等については、木造住宅耐震改修補助事業や耐震シェルター等設置支援事業を行い、また通行人の被害を未然に防止するため、ブロック塀等改善事業を実施しているが、利用者が少ない。利用促進のため引き続きPR活動を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 広域公共バスについては、利用者増加に繋がるよう、医療施設や商業施設、高等学校などへ積極的にPR活動を実施する。また関係自治体等と連携し乗降調査を引き続き行い、利用者のニーズを把握することで利便性向上を図る。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの事業計画の取り組みを振り返りながら、持続可能なまちづくりを行う指針とするため、2か年をかけて一部改訂に取り組む。</p> <p>③ 間之原町営住宅、丘山町営住宅の戸建て空き家老朽住宅の解体を計画的に実施する。また予防保全的な補修・改修などを行うため、新たな町営住宅長寿命化計画の策定に取り組む。</p> <p>④ 家賃収納対策については、滞納者を減少させるため、早期の納入指導を行うとともに、期限内納付の意識啓発を行い、新たな滞納者がでないよう滞納者抑制に取り組む。また悪質滞納者に対しては、訴えの提起などにより、滞納家賃の完納に取り組み、収納率向上を図る。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援策等については、木造住宅耐震改修補助事業や耐震シェルター等設置支援事業、ブロック塀等改善事業を継続的に行うとともに、広報、ホームページ、また町で開催されるイベントなどで耐震相談会を開催し、広く利用者を募るPR活動を実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 広域公共バスについては、町内の中学3年生や高齢者教室の参加者、沿線の高等学校などにチラシ配布によるPR活動を行った。また関係自治体等と連携し乗降調査を実施して利用者ニーズの把握に取り組んでいる。下半期は、町のイベントなどを通じて、積極的にPR活動を行い、利用者増加に繋げる。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂を行うため、第二次都市づくり構想の各種事業の振り返りを行い進捗状況を把握した。下半期は上位計画である、県区域マスタープランや町総合計画との整合性を図りながら、改訂素案のとりまとめを行う。</p> <p>③ 間之原町営住宅、丘山町営住宅の戸建て空き家老朽住宅については、計画的に解体工事を進めた。また新たな町営住宅長寿命化計画の策定については、国土交通省の指針に基づき業務を進めている。下半期は、将来必要となる戸数の推計やライフサイクルコスト縮減を精査しながら計画策定を行う。</p> <p>④ 家賃収納対策については、滞納者や連帯保証人に督促状、催告書、臨戸訪問などを行い、悪質滞納者には、連帯保証人に納付指導や保証債務履行の依頼を実施した。下半期は、新たな滞納者が出ないよう現年度の収納強化などに取り組みながら、悪質滞納者には法的措置などにより、滞納家賃の完納を求め収納率向上を図る。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援策等については、広報紙、ホームページで募集した。下半期は広報紙、ホームページで募集するとともに、地区の自主防災会などで耐震化支援策等のPR活動を行い、環境フェアに合わせて、耐震相談会を開催し、耐震化推進に繋げる。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 広域公共バスについては、町のイベント、沿線の医療施設や商業施設、高等学校などにチラシを配布し積極的にPR活動を行うとともに、関係自治体等と連携し乗降調査を実施したが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による高等学校の臨時休校や外出自粛により、令和2年3月の利用者が減り、平成30年度の利用者数を上回ることができなかった。
- ② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂を行うため、大泉町都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、各種事業の振り返りを行い進捗状況を把握するとともに、上位計画との整合性を図りながら改訂素案の策定に着手した。
- ③ 空き家老朽住宅については、戸建て4戸(間之原町営住宅26号・28号、丘山町営住宅37号・46号)の解体工事が完了した。また、新たな町営住宅長寿命化計画については、国土交通省の指針に基づき、将来の戸数推計やライフサイクルコスト縮減を算定して計画策定を行った。
- ④ 家賃収納対策については、滞納者や連帯保証人に督促状、催告書、臨戸訪問などを行い、悪質滞納者には、連帯保証人に納付指導や保証債務履行の依頼を実施し、収納強化に取り組んだことで、収納率は平成30年度を上回ることができた。
- ⑤ 木造住宅の耐震化支援策等については、広報紙などで随時、利用者の募集を行い、住宅耐震相談会を開催し、地区自主防災会ではPR活動を行った。木造住宅耐震診断者派遣事業は9件行ったが、木造住宅耐震改修事業では申請がなかった。またブロック塀等改善事業は除却6件、築造4件を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ1 市街地の整備	広域公共バス事業
V6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
道路公園課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行う必要がある。</p> <p>② 街路樹の維持管理等については、交通安全や街の景観上の観点から、街路樹の維持管理や低木等の補植を行う必要がある。</p> <p>③ 橋りょうについては、老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>④ 地籍調査事業については、事業を行うことにより、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査地区を拡大していく必要がある。</p> <p>⑤ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑥ 都市計画道路上小泉古海線については、城之内五丁目地内の未整備区間の整備が必要である。</p> <p>⑦ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市境界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。</p> <p>⑧ 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。</p> <p>⑨ 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、樹木の発育により過密となり、成長不良や倒木等が危惧されているため剪定や間引きが必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、安全に安心して生活や通行ができるよう道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化工事及び雨水冠水箇所の調査等を実施する。</p> <p>② 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理など適正管理を行い、立ち枯れ等により欠落した箇所の低木等の補植を実施する。</p> <p>③ 老朽化が進行している橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施する。また、平成30年度までに全橋梁64箇所の法定検査が完了したことから管理する全橋梁を一つの計画にまとめ長寿命化修繕計画を更新する。</p> <p>④ 地籍調査事業については、2年次となる住吉地区は事業計画に基づき、一筆地調査等(境界立会い確認)を実施する。事業に着手する日の出・坂田一丁目地区は事業計画を作成し、地元説明会等を実施する。</p> <p>⑤ 河川改修整備については、県事業の一級河川休泊川及び新堀川の整備促進を図るため、県へ要望活動を実施する。</p> <p>⑥ 都市計画道路上小泉古海線については、令和2年度の完成を目指し工事に着手する。</p> <p>⑦ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者とは用地買収及び移転補償の契約を行う。</p> <p>⑧ 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な公園施設管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持更新を実施する。また、公園灯については、計画的にLEDへの交換工事を実施する。</p> <p>⑨ 城之内公園、いずみ緑道及び街区公園等については、高木剪定や間引きを行い、適正な維持管理を実施する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備工事、坂田地区等の歩道のバリアフリー化工事を発注した。下半期も引き続き、工事の進捗管理を行い、早期完成を図る。また、寄木戸地内の冠水対策検討業務委託及び西小泉地内の道路冠水対策測量設計業務委託を発注した。下半期は、各業務委託報告に基づき冠水箇所の改修等の検討を行う。
- ② 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理などを実施した。下半期も引き続き、街路樹の適正管理を行う。また、高木の補植については、下半期にハナミズキ通りの補植工事の発注を行う。
- ③ 橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき天神橋の更新、補給水12号橋及び昭和橋の修繕工事を発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。また、橋梁長寿命化修繕計画については、公益財団法人群馬県建設技術センターと更新業務に関する協定を結び、下半期の完了を目指し業務を実施している。
- ④ 地籍調査事業については、住吉地区は事業計画に基づき地権者説明会を開催し、下半期は一筆地調査(境界立会い確認)等を実施する。日の出・坂田一丁目地区は事業計画を作成し、下半期に地元説明会を実施する。また、令和2年度調査に向け、調査地区となる寄木戸地区の準備に取り組む。
- ⑤ 河川改修整備については、今後の要望活動につなげるため邑楽館林主要河川改修促進同盟会の幹事会等で協議を行った。下半期は、群馬県に対し一級河川休泊川等の早期整備完了を図るための要望活動を行う。
- ⑥ 都市計画道路上小泉古海線は、工事説明会を実施し整備工事に着手した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を進める。また、群馬県等と協定を結び整備する国道354号の新設交差点工事については、令和2年度中の完成を目指し、引き続き県等と協議、調整を行う。
- ⑦ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、1件の地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた。下半期に、契約を行い移転補償等を進める。
- ⑧ 既存の公園施設については、遊具の保守点検委託業務を発注し完了した。下半期も公園施設の適正な管理を行い、併せて公園施設長寿命化計画による維持更新工事を発注する。また、公園灯については、いずみ緑道B区間及び志部公園のLED照明交換工事を発注し完了した。
- ⑨ 城之内公園、いずみ緑道及び街区公園等の樹木については、適正な維持管理を実施した。下半期も引き続き、適正な維持管理を図るとともに、樹木剪定等業務委託を発注する。

4. 最終レビュー

- ① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備工事、坂田地区等の歩道のバリアフリー化工事を発注し完了した。また、寄木戸地内の冠水対策検討業務委託及び西小泉地内の道路冠水対策測量設計業務委託を発注し完了した。10月の令和元年東日本台風(台風第19号)により浸水被害が発生した寄木戸・丘山地区については、太田市及び群馬県と連携して内水対策支援調整会議を開催し改修対策を検討した。令和2年度も引き続き検討を行う。
- ② 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の適正な維持管理を行った。また、ハナミズキ通りの補植工事を発注し完了した。引き続き、街路樹が起因した事故等を防止するため維持管理を実施していく。
- ③ 橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき天神橋の更新、補給水12号橋及び昭和橋の修繕工事を発注し完了した。また、橋梁長寿命化修繕計画については、公益財団法人群馬県建設技術センターと更新業務の協定を締結及び着手し、完了した。
- ④ 地籍調査事業については、住吉地区は事業計画に基づき地権者説明会を開催し、一筆地調査(境界立会い確認)等を実施した。日の出・坂田一丁目地区は事業計画を作成し、地元説明会を実施した。また、令和2年度調査に向け、調査地区となる寄木戸地区の準備に取り組んだ。
- ⑤ 河川改修整備については、県に対し一級河川休泊川及び新堀川の整備要望を行い、休泊川上流部での改修工事が進んでいる。また、令和元年東日本台風(台風第19号)による休泊川の越水により浸水被害が発生した吉田地区については、県に対策の要望を行った。さらに、休泊川への監視カメラ等の設置要望を行ったことにより、新たに監視カメラ3カ所及び水位計2カ所が設置された。
- ⑥ 都市計画道路上小泉古海線は、工事説明会の開催後、整備工事に着手し令和元年度分の工事は完了した。また、群馬県等と協定を結び整備する国道354号の新設交差点工事については、令和2年度中の完成を目指し、県が工事に着手した。
- ⑦ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、1件の地権者と用地買収及び移転補償の契約を行い移転補償等を進めた。令和2年度以降も引き続き、道路用地の用地買収及び移転補償を推進する。
- ⑧ 既存の公園施設については、適正な管理を行うため、遊具の保守点検委託業務及び公園施設長寿命化計画による維持更新工事を発注し完了した。また、いずみ緑道B区間及び志部公園の公園灯のLED照明交換工事等も発注し完了した。
- ⑨ 城之内公園、いずみ緑道及び街区公園等の樹木については、樹木剪定等業務委託を発注し、高木剪定や間引きを行い、適正な維持管理に取り組んだ。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ 1 市街地の整備	地籍調査事業 街路樹管理費
Ⅱ 2 道路網の整備・維持管理	道路愛護事業 道路維持事業 橋りょう維持事業 交通安全施設整備事業
Ⅱ 3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
Ⅱ 4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
環境整備課	坂本 藤夫
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。また、ごみ排出量の削減を図るとともに、資源ごみリサイクル率を向上させる必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 地球温暖化対策については、温室効果ガス削減に向けた事業の推進を図る必要がある。</p> <p>⑥ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械設備の更新工事等を行う必要がある。</p> <p>⑦ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設工事については、構成市町(太田市、千代田町、邑楽町)と連携して施設整備計画どおり令和2年度末までに完成させる必要がある。</p> <p>⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、計画的に整備推進する必要がある。</p> <p>⑨ 下水道供用開始区域内未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の耐震化及び維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑪ 下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみステーションの搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションにはルール遵守の掲示などを行い、意識啓発を図る。また、ごみ搬出量の削減や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別、古着等の拠点回収、剪定枝リサイクルの周知を図る。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させるため、県獣医師会など関係機関と連携し啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室を実施する。</p> <p>⑤ 地球温暖化対策については、クリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助金の交付や緑のカーテン事業、グリーンサポーター事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し、啓発する。</p> <p>⑥ 衛生センターについては、引き続き整備計画に基づき機械設備の更新工事を実施する。また、平成31年度で3年間の包括運営管理業務委託期間が満了するため、更新に向けた内容の精査を行う。</p> <p>⑦ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設工事については、構成市町と連携を図り、平成31年度工事を施設整備計画どおり完了させる。</p> <p>⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、経営戦略に基づき社会資本整備総合交付金などの国庫交付金等を活用し、整備推進に取り組む。</p> <p>⑨ 下水道供用開始区域内未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の耐震化及び維持管理をするための負担金を群馬県へ支払う。</p> <p>⑪ 下水道事業特別会計については、令和2年4月から公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法適用業務に取り組む。</p>	

3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、職員によりごみステーションのパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションには、ルール遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。下半期も引き続き、パトロール及び啓発を実施する。また、ごみの排出量の削減や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と古着等の拠点回収を実施するとともに、剪定枝リサイクルについても広報等で周知した。下半期は、環境フェアなどのイベントに併せて古着・古布、小型家電の回収に取り組む。
- ② 狂犬病予防注射については、通知や広報などで周知を行い春の集合注射を実施し接種率の向上を図った。下半期も秋の補完注射を実施するとともに、獣医師会など関係機関と連携し個別注射での接種率の向上を図る。
- ③ あき地保全については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は電話にて依頼を行った。下半期も引き続き、所有者への指導等を実施する。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行い、8月には適正管理を目的とした浄化槽教室を実施した。下半期も引き続き、広報等で水質改善について周知啓発を実施する。
- ⑤ 地球温暖化対策については、緑のカーテン事業では住民や公共施設等にニガウリの苗を配布し、グリーンサポーター事業ではサポーターにより公共施設に花の植付けを行い、クールシェア事業では群馬県のぐんまクールシェア事業に施設登録を行い実施した。また、クリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助金について広報等を活用し周知啓発を行った。下半期は、住宅用太陽光発電システム等設置補助が令和元年度完了分をもって廃止となるため、広報等を活用し周知する。
- ⑥ 衛生センターについては、令和元年度で施設運営に係わる包括運営管理業務委託の委託期間が満了となるため、見積りを聴取し検討した。下半期は、次期包括運営管理業務委託契約について準備を進めるとともに、整備計画に基づき機械設備の更新工事等を実施する。
- ⑦ 新ごみ焼却施設の建設工事については、基礎工事が完了し、鉄骨工事を中心とした躯体工事等に着手した。下半期も、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり進捗させる。
- ⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、工事を発注した。下半期は、令和2年2月迄の工事完了に向け工程管理を行う。
- ⑨ 下水道供用開始区域内未接続者に対しては、広報等で接続のお願い文を掲載し、未接続世帯には通知及び町補助金の制度説明のチラシを同封し発送した。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の説明会を実施し接続率の向上を図った。下半期は、未接続者に対し、11月と1月に接続のお願い通知を発送し、接続促進に取り組む。
- ⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の耐震化及び維持管理を行うため、県に負担金を支払い、県は太田大泉幹線の下水道管路の管渠等詳細設計や施設の機械設備等詳細設計に着手した。下半期は、太田大泉幹線の下水道管路管渠更正工事に着手する。
- ⑪ 下水道事業特別会計については、公営企業会計へ移行するため、条例整備を行った。下半期は、関係部署への説明会を開催し、令和2年度適用に向け準備を進める。

4. 最終レビュー

- ① ごみ対策については、職員によるパトロールを実施し、違反ごみが多いステーションには、ルールへの遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し意識啓発を図った。ごみ排出量の削減や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と春・秋の狂犬病予防注射や環境フェアにおいて、古着や小型家電等の回収を実施した。また、剪定枝を資源ごみとし、リサイクル業者にて処理しリサイクル率の向上を図った。
- ② 狂犬病予防注射については、接種率向上のため春と秋に集合注射の通知や広報を実施するとともに、県獣医師会など関係機関と連携し実施した。また、個別注射を実施するホームセンターに対し接種した犬の飼い主へ町の注射済票の交付を受けるよう周知を依頼した。
- ③ あき地保全については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は、改善通知の直接配布や電話にて指導を行い完了率の向上を図った。また、予防策として3月末には、令和元年度に指導した所有者に対し適正管理するよう依頼通知を発送した。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行うとともに、県東部環境事務所及び県浄化槽協会に浄化槽教室の開催を依頼し、令和元年8月と令和2年2月に実施した。
- ⑤ 地球温暖化対策については、緑のカーテン事業として、住民や公共施設等へニガウリの苗を配布し、グリーンサポーター事業として、ボランティアによる草花の植え付けを行い、クールシェア事業として、県が実施する「ぐんまクールシェア2019」へ登録し、県からグッズなどのサポートを受け事業の充実を図った。また、クリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置者への補助金の交付を実施した。
- ⑥ 衛生センターについては、令和元年度で包括運営管理業務委託の委託期間が満了となるため、令和2年度からの業務委託の見積もりを聴取し契約の準備を行った。
- ⑦ 新ごみ焼却施設の建設工事については、地下部分の躯体工事が完了し、地上部分の躯体工事に着手した。令和2年度についても構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了させる。
- ⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、工事を発注し完了した。
- ⑨ 下水道供用開始区域内の下水道未接続者に対しては、接続のお願いを広報等に掲載するとともに、3回通知を発送した。また、排水設備指定工事店に対して7月に供用開始区域拡大の説明会を開催し、接続促進を図った。
- ⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の耐震化及び維持管理を行うため、県に負担金を支払い、県は施設や太田大泉幹線の下水道管路の管渠等詳細設計や管渠更正工事などを実施した。
- ⑪ 下水道事業特別会計については、公営企業会計へ移行するため条例整備を行い、適用に向け関係部署に対しては11月に研修会を実施した。また、町内外の金融機関に対しても、令和2年度より収納事務取扱の契約を締結した。

5. 関連する施策及び所管する主要事業

施策名	主要事業
V1 上下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	環境フェア事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
会計課	岩瀬 光裕

1. 現状と課題

- ① 町の歳入歳出予算執行に伴う伝票審査と出納事務については、財務規則や契約規則に基づく厳正な審査と適正な事務を執行していく必要がある。
- ② 歳計現金や基金等については、安全保管と効率的な資金運用を図るため、債券運用に向け調査研究をしてきたところである。税収の見通しも不透明な中で財源確保を図るためにも債券運用を進める必要がある。
- ③ 事務用消耗品については一括購入しているが、特定の部署だけに配付している品目もあるので、全庁的に使用する消耗品とのバランスをみながら配付品目について検証していく必要がある。

2. 取組方針

- ① 平成29年度及び平成30年度の2か年に渡り、伝票作成研修会を実施したが、未だに軽微な誤りがある。掲示板等を利用して、間違い等の多い点を全庁的に周知していく。また、添付書類の不備も散見されることから、関係部署とも連携した研修会等を実施する。
- ② 歳計現金については、執行計画に基づき有効な資金管理を行うとともに、基金については、大泉町基金管理運用委員会の決定に基づき、債券での運用を進めていく。
- ③ 事務用消耗品の課ごとの配付状況を調査し、一部の部署に限って請求がある消耗品については、それぞれで予算要求していくなど所管と調整し、品目の見直しを行う。また、ファイル等、年間の使用量がある程度把握できるものについては、上期にまとめ買いをすることにより経費削減を図る。

3. 中間レビュー

- ① 伝票作成における誤りや添付書類の不備をなくすため、財政課と連携して契約と検査を含めた職員研修会を実施した。また、課長会議において誤りの多い事例を挙げ周知を行った。例月出納検査における指摘事項については、個別に所管部署に対し指導を行った。下半期についても伝票の作成において誤りの無いよう引き続き指導を行っていく。
- ② 歳計現金については、上半期は短期運用ができなかったが下半期は執行計画にもとづき運用を行っていく。また、基金については上半期で債券を購入し運用を始めたが、金利状況等の情報収集を行い引き続き債券購入についての検討を行っていく。
- ③ 事務用消耗品については、上半期の配布状況と近年の配布実績にもとづき、下半期分を一括購入し経費削減と事務の効率化を図った。また、品目の見直しについては、令和2年度の予算要求にあわせ全庁的に一括購入とするかあるいは個別の部署で購入するかについての検討を行っていく。

4. 最終レビュー

- ① 伝票審査については、未だに不備が見受けられる。引き続き職員研修会の開催や課長会議での周知、個別による指導を継続して実施していく必要がある。
- ② 歳計現金については、資金に余裕が無く短期運用することができなかった。基金については、一括による管理を行う中で債券を購入し運用を図ることができた。安全性、流動性、利回り等を踏まえ可能な範囲で債券による運用を行っていく必要がある。
- ③ 事務用消耗品については、全庁的に一括購入とするかあるいは各部署で購入するかについての検討を行った。各部署と引き続き検討を行うとともに配布状況なども精査し経費の削減を図っていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
教育部	大澤 慎哉
1. 現状と課題	
<p>① 情報教育については、新学習指導要領に基づき、ICT(情報通信技術)教育環境の充実に取り組み、学力向上につなげていく必要がある。</p> <p>② 不登校の未然防止、不登校児童生徒・保護者に対する効果的な支援方法・体制の構築を図る必要がある。</p> <p>③ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、社会全体で子どもの育ちと子育てを支援する必要がある。</p> <p>④ 「放課後子ども教室」については、北小学校に続いて令和元年10月に東小学校にて新たに開設できるよう、計画的に準備を進める必要がある。</p> <p>⑤ 「文化むら」及び「社会体育施設」の指定管理者の指定期間が令和2年3月末で終了することから、新たな指定管理者を公平・公正に選定する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 情報教育については、小学校におけるコンピュータ室の情報機器が更新時期を迎えるため、新たな情報機器や校内LANの整備を図る。</p> <p>② 「適応指導教室」、「スマイル教室」等を活用し、個々の特性に合わせた多様な支援方法を検討し、不登校の児童生徒や保護者へ積極的な働きかけを行う。</p> <p>③ 「子ども・子育て支援事業計画」については、現在の計画が平成31年度で終了することから、国の動向等を注視するとともに、アンケート調査結果等を踏まえ新たな計画を策定する。</p> <p>④ 東小学校の「放課後子ども教室」については、事業立ち上げに向け計画的に業務を遂行するとともに、教室開設後も随時検証し、必要に応じて見直すなど改善を図りながら事業を実施する。また、南・西小学校での実施に向け調査研究を行う。</p> <p>⑤ 「文化むら」及び「社会体育施設」の指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団の「業務検証」を継続実施するとともに、年間スケジュールに則り、計画的に指定管理者選定業務に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 小学校教育用パソコン再構築事業については、8月中に納品、設置完了し、教職員に対して操作説明会を実施した。西中学校校内LAN整備工事については、9月に工事請負契約を締結した。下半期は、工期内完成のための進捗管理を行うなど、ICT教育環境整備を着実に進め新学習指導要領に対応していく。</p> <p>② 不登校・登校渋り等の子どもたちへの新たな支援策として、本町から他市町(館林市・邑楽郡4町)へ働きかけを行い、広域での交流行事を実施した。また、スクールカウンセラーや心の相談員による相談、適応指導教室相談員の学校訪問等も継続実施している。下半期には、好評であった広域での交流行事を検証し、定期的な実施を進めるとともに、子どもの個々の特性や実態にあった適切で多様な支援方法をさらに検討していく。</p> <p>③ 次期「大泉町子ども・子育て支援事業計画」の策定については、事務の進捗が遅れ気味であり「子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取し素案を検討している段階である。下半期には、庁内会議での協議を踏まえ、パブリックコメントを実施し計画策定に向け取り組む。</p> <p>④ 東小学校の「放課後子ども教室」については、夏休み明けに参加児童を募集し多くの申込みをいただいた。また、運営スタッフも増員でき、資質の向上を図るための研修を実施するなど、教室開設に向けた体制を整えることができた。また、未開設の南・西小学校については、会場となる各学校や事業連携する児童館などと協議・調整等を行い、令和2年度中での新設に向け取り組んでいる。下半期には、東小学校の「放課後子ども教室」を計画どおり10月にスタートさせるとともに、その後の運営状況等を注視し、運営スタッフ等と協議するなど継続して改善を図っていく。</p> <p>⑤ 「文化むら」及び「社会体育施設」の指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団との「業務検証」を継続実施し、業務改善と経費削減に取り組んでいる。また、次期指定管理者の選定業務については、庁内会議を踏まえ、公募を実施するなど事前のスケジュールに沿った事務を進捗している。下半期には、指定管理者選定審議会による審査、議会での指定議決等を踏まえ選定業務を進めていく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 小学校教育用パソコン再構築事業については、計画どおり導入することができた。また、西中学校校内LAN整備工事については、工期内に完成できた。新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も全ての学習の基盤となる情報活用能力の育成や各教科等において、ICTの活用に取り組めるよう、ICT環境の整備を図っていく。
- ② 不登校児童生徒への新たな支援策として、適応指導教室において、本町から他市町(館林市・邑楽郡4町)へ働きかけを行い、年間5回ほど交流事業を実施し、子どもたちの活動の場を広げることができた。また、自立支援アドバイザーを活用しての心のケアや相談員による学校訪問・家庭訪問等を継続的に実施し、不登校児童生徒や保護者への支援を行った。
- ③ 次期「大泉町子ども・子育て支援事業計画」の策定については、庁内会議や子ども・子育て会議での協議を踏まえ、パブリックコメントを実施し計画策定に向け取り組んだ。策定後は、各年度において実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果を今後の実施や計画の見直し等に反映させていかななくてはならない。
- ④ 東小学校の「放課後子ども教室」については、児童の募集や運営スタッフの増員などに取り組み、計画どおり10月に新規開設することができた。また、未開設の南・西小学校については、それぞれ活動場所等を協議し、令和2年度開設できる見込みである。今後は、町内全ての小学校での「放課後子ども教室」において、安全・安心かつ持続可能な運営体制の整備が必要である。
- ⑤ 「文化むら」及び「社会体育施設」の次期指定管理者の選定業務については、選定審議会による審査、議会での議決等を踏まえ、計画どおり次期指定管理者を決定することができた。引き続き、指定管理者との「業務検証」を継続実施し、業務改善と経費削減に取り組む。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
教育管理課	持田 一也

1. 現状と課題

- ① 教育の現状では、多くの課題解決が迫られ、また、科学技術の進歩や少子高齢化など教育をめぐる状況が大きく変化する中で、新しい時代の教育理念や方針を検討するなど、教育委員の果たすべき使命と責務はますます大きくなってきている。
- ② 老朽化している学校施設については、安全面や施設維持管理の観点から、長寿命化に向けた改修など適切な維持管理に努めていく必要がある。
- ③ 学習環境の整備については、児童生徒が安全で快適に学校生活が送れるよう整備する必要がある。特に水銀灯製造中止に伴う照明整備、また、猛暑対策のためエアコン設置を計画的に実施する必要がある。
- ④ 情報教育については、情報活用能力の育成やICTを活用した効果的な授業を実現するため、必要なICT環境整備を確実に進めていく必要がある。

2. 取組方針

- ① 教育行政の課題等について理解を深めるために教育委員の研修の一層の改善・充実を図る。
- ② 短期、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、個別施設計画を策定する。
- ③ 体育館や武道場の照明については、計画的にLED照明を整備しつつ、特別教室のエアコン設置については、利用頻度の高い教室から順次設置する。
- ④ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、校内LANや情報機器の整備を図っていく。

3. 中間レビュー

- ① 英語特例校として英語教育を推進してきた経緯に鑑み、英語に関する研修先を検討中。
- ② 他の公共施設も含めた改修等の優先順位付けの検討を行い、計画の素案を作成した。令和2年2月策定に向け引き続き検討・調整を行っていく。
- ③ 体育館(5施設)及び武道場(1施設)のLED照明改修工事については、設計書を作成した。令和2年3月までの完成を目指し作業を進めていく。特別教室のエアコン設置工事については、6教室分は7月上旬に完成したが、1教室については、エアコン本体の入荷が遅れ9月に完成した。
- ④ 西中学校校内LAN整備工事については、工事請負契約を締結した。今後は、工期内完成のため進捗管理を行っていく。小学校教育用パソコン再構築事業については、8月中に納品、設置完了し、操作説明会も実施した。

4. 最終レビュー

- ① 令和2年2月高崎市のくらぶち英語村を視察した。外国人スタッフと日常的に生活することで、短期間で英語力の向上がみられ、大泉町におけるALTの重要性を認識した。今後も先進地視察等を行い知識の習得や資質向上を図り、教育行政を一層推進していく。
- ② 令和2年2月に学校施設の個別施設計画を策定した。本計画は、改修等の優先順位を設定するものであり、実施にあたっては庁内合意を得る中で、予算措置を行い事業実施することから、事業の進捗状況等を反映して計画をフォローアップし、毎年見直しを行う。
- ③ 体育館(5施設)及び武道場(1施設)のLED照明改修工事については、工期内に完成した。また、特別教室へのエアコン設置については、一部エアコン本体の入荷が遅れたが、すべて工期内に完成した。引き続き残りの未設置箇所を計画的に整備していく。
- ④ 西中学校校内LAN整備工事は工期内に完成し、小学校教育用パソコン再構築事業については、計画どおりに導入することができた。引き続きICT環境を充実させるため継続的に整備していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
教育指導課	竹田 淳一
1. 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもたちの学力向上に向けて、分かりやすい授業を行うため教職員研修を充実させていく必要がある。 ② 不登校の未然防止、学校復帰に向けて、保護者や子どもたちへのきめ細やかな支援を行う必要がある。 ③ いじめの未然防止について、教職員と子どもたちが一緒になって推進する必要がある。 ④ 外国籍児童生徒の編入・転入に対して、学校生活への適応指導を行う必要がある。 ⑤ 学校給食については、収納率の向上に取り組む必要がある。 	
2. 取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 校長会、教職員全体研修会、学校訪問指導等を通して、教職員の指導力を向上させ学力向上を図る。 ② 学校を中心に教育相談を充実させ不登校の未然防止に取り組みつつ、適応指導教室、スマイル教室を活用し、不登校の子どもたちや保護者への支援を積極的に行う。 ③ 町のいじめ防止基本方針をもとに、教職員と子どもたちが一緒になり、いじめ防止活動を実施しいじめを絶対に許さない体制を作る。 ④ 日本語学級を中核に据え、外国籍児童生徒への日本語指導や学校生活への適応を図る。 ⑤ 学校給食費の収納率の向上のため、家庭への連絡・訪問・申出徴収を計画的に行う。 	
3. 中間レビュー	
<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員全体研修会(5月と8月の2回実施)や、英語教育の指導力・授業力向上研修会を実施した。また、5月から7月の各校への学校訪問を通して、指導主事から具体的指導・助言を行うことにより、教員の指導力・授業力向上を図った。令和元年度後期の学校訪問での指導・助言、授業改善実践校の公開授業等により、更なる指導力・授業力の向上を図る。 ② スクールカウンセラーや心の相談員による相談、適応指導教室相談員の学校訪問等を継続して行った。また、不登校児童生徒の活動の場を広げるため、他市町(館林市・邑楽郡4町)と連携した交流行事を企画・実施した。引き続き、子どもの実態にあった適切な支援や取組を推進し、不登校・登校渋り等の子ども達や保護者を支援していく。 ③ 5月のいじめ防止強化月間では、各校において児童生徒主体のいじめ防止に係る取組を行った。6月に実施された館林・邑楽いじめ防止フォーラムへの参加(代表者)、夏休みのいじめ防止ポスター作成等を通して、いじめ防止の気運の醸成を図ってきた。教職員と子ども達が一体となり、令和元年度後半のいじめ防止活動を積極的に実践していく。 ④ 日本語指導助手の活用や外国人子女教育コーディネーターの入り込み指導を通して、日本語学級での日本語指導や学校生活への適応を図る取組を継続した。編入・転入の状況を把握し、多言語サロンも有効に活用しながら、外国籍児童生徒支援の充実に継続して取り組む。 ⑤ 学校管理職(校長・教頭)へ収納率向上についての協力依頼を行い、学校事務職員とも連携・協力し、家庭への連絡・申出徴収書類の提出依頼・家庭訪問等を実施した。8月には、過年度分未納の家庭への訪問徴収を実施した。令和元年度後半についても、学校と連携を密にとりながら、計画的・継続的に収納率向上の取組を実践していく。 	

4. 最終レビュー

- ① 教職員全体研修会、英語の指導力向上研修会、年間を通しての学校訪問指導等により、教職員の資質及び指導力向上を図ることができた。西小学校での授業改善実践校公開授業では、町内の教員の多くが授業参観し、公開授業後の研究協議により、自分の授業実践を振り返るとともに日々の授業実践に役立てることができた。今後も、学校における喫緊の課題等について、研修を進めていく必要がある。
- ② 不登校児童生徒へは、適応指導教室やスマイル教室を中心に支援を行ってきた。他市町と連携した交流行事は5回ほど実施・参加し、子ども達の活動の幅を広げることができた。また、適応指導教室に配置された自立支援アドバイザーを活用して、心のケアを行うとともに、学校訪問や保護者面談等を継続しながら児童生徒・保護者への支援を行った。
- ③ いじめ防止子ども会議では、各学校の代表児童生徒により、更に主体的ないじめ防止活動を行うための話し合いが活発に行われた。一年間通して、各校とも、児童生徒主体のいじめ防止の取組が確実に実行され、重大事態となるようないじめは発生しなかった。今後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携も緊密に図りながら取り組んでいく必要がある。
- ④ 日本語学級での指導に必要な「個別の指導計画」を、大泉町統一の形式で作成し、各校にて活用することができた。学習歴、興味関心、日本語能力等を把握した上で指導・支援を行うことができ、個別指導の質の向上につながっている。今後は、指導者(教員)のスキル向上が、更に必要である。
- ⑤ 収納率向上について、学校への協力依頼を行い、学校事務職員とも連携・協力し、家庭への連絡や申出徴収への協力依頼、家庭訪問等を実施した。8月から3月にかけて、過年度分未納の家庭への訪問徴収を継続して実施した。学校と連携を密にとりながら、計画的・継続的に収納率向上の取組を実践した。今後も粘り強く取り組んでいく必要がある。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
こども課	金井 隆浩
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応するための施策を推進する必要がある。</p> <p>② 学童保育については、学童の受け入れ体制の整備や活動内容の充実を図っていく必要がある。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互に援助活動ができるように支援していくとともに、子育て中の保護者の子育てライフをサポートしていく必要がある。</p> <p>④ 児童虐待については、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、生活の安定と自立を図るための支援が必要である。</p> <p>⑥ すべての子どもが就学前教育において十分な教育を受けることができる環境を整備するとともに、保護者負担の軽減を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」については、計画に基づき施策の推進を図っていく。また、現在の計画が平成31年度に終了することから令和2年度から実施する次期計画について、ニーズ調査結果を踏まえて策定していく。</p> <p>② 学童保育については、平成31年度より運営を委託する新たな指定管理者と連携を図り、さらなる活動内容の充実に取り組む。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を行い利用者や会員数の増加を図るとともに会員向けの講習会を実施し、会員の資質の向上を図り子育て支援の充実に取り組む。</p> <p>④ 児童虐待については、広報やホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行っていく。また、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し情報共有を行い、要保護児童世帯の見守りを継続していく。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金の制度の周知を行い支援を行っていく。また、生活を安定させ自立できるようハローワークと連携し就労支援相談を行い就労へとつないでいく。</p> <p>⑥ すべての子どもに就学前教育を保障するため、子どもを就園させる家庭の経済的負担の軽減に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」については、計画に基づき各種施策を実施している。また、次期計画については、現在、素案を検討中であり、計画案がまとまり次第、パブリックコメントを実施し策定する。</p> <p>② 学童保育については、4月に西児童館第3学童棟を開設した。また、夏休み期間中に試験的に選択式給食を実施し、保護者の負担軽減を図った。今後も指定管理者と連携し、学童保育の充実を図る。</p> <p>③ ファミリー・サポート・センター事業については、広報おおいずみや町ホームページにて事業の周知を行った。また、まかせて会員養成講習を9月3日から6日間実施し、会員の増加につながった。引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るため、各種事業を実施していく。</p> <p>④ 児童虐待については、広報おおいずみ、町ホームページや就学時健康診断などで児童虐待防止の啓発活動を行った。また、要保護児童対策協議会の代表者会議を1回、実務者会議を2回開催し情報共有を図った。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、広報おおいずみ、町ホームページで児童扶養手当の制度の周知を行った。また、ハローワークと連携し、就労支援相談を実施した。</p> <p>⑥ 幼児教育・保育の無償化について、施設に対し制度説明を行うとともに、保護者にチラシを配布し周知を図った。また、認可外保育施設などの新規対象事業の利用給付認定を行い、10月から無償化を開始した。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町子ども・子育て支援事業計画」については、計画に基づき各種施策を実施した。また、次期計画素案のパブリックコメントを実施後に「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。今後は計画の進捗管理を行う。
- ② 夏休み期間中に試験的に選択式給食を実施後アンケートを行い内容を改善して冬休み期間中も選択式給食を実施し、保護者の負担軽減を図った。今後も指定管理者と連携し、学童保育の充実を図る。
- ③ ファミリー・サポート・センター事業については、広報おおいずみや町ホームページにて事業の周知を行った。今後も利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るため、各種事業を実施する。
- ④ 児童虐待については、広報おおいずみ、町ホームページや就学时健康診断などで児童虐待防止の啓発活動を行った。また、要保護児童対策協議会の代表者会議を1回、実務者会議を4回開催し情報共有を図った。引き続き啓発活動及び早期対応のための情報共有を実施する。
- ⑤ ひとり親家庭については、広報おおいずみ、町ホームページで児童扶養手当の制度の周知を行った。また、ハローワークと連携し、就労支援相談を2回実施した。制度の周知及び就労支援を継続する必要がある。
- ⑥ 10月より無償化が開始し、3歳児から5歳児の保育料が無償になるほか、新たな事業として、認可外保育所に通う児童の利用料、幼稚園で行う一時預かり事業、未移行幼稚園の利用料も無償化制度の対象になり、子育て世代の経済的負担の軽減を図った。今後も、施設と連携し適切に事業を実施する。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	児童虐待防止対策事業
	子育て育児用品購入費等助成事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
生涯学習課	関本 寿雄
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、町民のニーズや生活課題に応じた学習機会と学習情報を提供するとともに、町民がより気軽に社会活動へ参加できる機会の充実や積極的な参加の促進を図る必要がある。また、公民館・図書館については、事業の充実とともに計画的な施設修繕を進める必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、引き続き関係機関・団体と連携しつつ相互の連帯感を深める取組を行い、各種青少年健全育成活動を実施していく必要がある。また、放課後子ども教室を平成31年度に東小学校に新規開設できるよう準備を計画的に進める必要がある。</p> <p>③ 人権教育については、人権教育啓発員と連携をとりつつ地域主体で実施する地区別人権啓発事業を充実させていく必要がある。また、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を推進する必要がある。</p> <p>④ スポーツ及び文化振興については、関係団体との更なる連携を図り各種事業の実施・運営を行う。また、次期指定管理者の審議・選定を行うとともに、施設の利用環境を維持管理すべく、各種の工事及び修繕を計画的に継続実施していく必要がある。</p> <p>⑤ 文化財保護については、県及び町指定文化財の維持・管理及び埋蔵文化財の発掘、委託整理事業の継続実施と併せ、町の再発見と町民の健康増進を兼ねた「ウォーキング事業」の継続、無形文化財及び民俗芸能等の保護を目標とした事業の開催等とおし、町民に対する各種文化財に対する保護意識の高揚に努める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、住民のニーズやライフステージに応じた学習機会や学習情報を提供していくとともに、町民の社会活動への参加の促進を図る機会の提供や啓発を行っていく。公民館・図書館については、事業の充実とともに計画的な施設修繕を進めていく。</p> <p>② 青少年健全育成については、引き続き関係機関・団体相互の連携を深める取組を行い、各種青少年健全育成活動を実施していく。また、東小放課後子ども教室の新規開設を計画的に進めていくとともに、南小・西小での実施に向けての調査研究を行う。</p> <p>③ 人権教育については、人権教育啓発員と連携をとりつつ地域主体で実施する地区別人権啓発事業を充実させていくとともに、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。</p> <p>④ スポーツ及び文化振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団及び体育協会やスポーツ少年団等の各種団体との更なる連携を図りながら、事業内容の検証及び改善を行い、その運営等の効率化を図る。 また文化むら及び社会体育施設の指定管理者の審議・選定、施設の利用環境の整備に伴う工事・修繕を継続的、計画的に実施していく。</p> <p>⑤ 文化財保護については、城之内地内の埋蔵文化財発掘本調査の実施及び「専光寺付近遺跡」の委託整理事業の進捗状況を確認していくとともに、委託整理事業にて得られた新しい資料の展示公開等の活動をおして貴重な文化財の保存管理を行う。また「歴史ウォーキング事業」や「大泉かるた原画展」、「伝統芸能まつり」の開催・実施をおして、町に存在する各種文化財の保護に対する町民の意識高揚を図る。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 生涯学習については、町民のニーズや生活課題に応じた多様な学習機会の提供を行っている。また、町民の社会活動への参加を促すため、公民館活動の活性化につながるテーマの社会教育講座を開催した。施設修繕については、町公民館大会議室のエアコンの故障について、速やかに修繕をおこなった。今後、引き続き、各種団体・サークルなどの自主活動の支援を行なうとともに、住民の学習意欲を高める学習機会を提供していく。
- ② 青少年健全育成については、福祉課と連携して相互の取組を理解するため、「青少年問題協議会」と「社会を明るくする運動推進委員会」の合同会議を開催した。また、青少年健全育成講演会では、ワークショップを交えたコミュニケーションについて考える講座を開催した。加えて、東小放課後子ども教室については、予定通り夏休み明けに参加者を募集し、活動開始の体制を整えることができた。今後、青少年健全育成団体同士の相互連携を深める取組を引き続き行うとともに、東小放課後子ども教室の順調な運営、残り2校について次年度以降の新規開設に向けての準備を行っていく。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月中の放課後子ども教室は中止とした。
- ③ 人権教育については、人権教育啓発員と連携をとりつつ地域主体で実施する地区別人権啓発事業を順調に進められている。今後、町ぐるみ人権教育推進大会や人権教育指導者養成講座などをおして人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。
- ④ 東毛地区大会及びスポレク祭については、団体等と連携を図りながら予定どおり終了した。また指定管理者の選定行程も順調であり、10月に審議会を開催する方向である。工事・修繕については、指定管理者との協議を行い、施設の利用状況を見ながら、利用者の支障にならぬよう計画的に進めている。
- ⑤ 「専光寺付近遺跡」については、中間報告ということで、委託先より整理内容の進捗状況報告を確認している。「歴史ウォーキング事業」については、10月26日(土)に開催予定である。現在は参加者募集や事業協力者との調整・協議等を行っている。

4. 最終レビュー

- ① 生涯学習については、就学前家庭教育学級を通年方式から前期後期方式にし、参加・申込みのしやすさを整えた。また、公民館の講座では、公民館利用サークルが講師となる講座を開催し、サークルの持つ知識経験を地域に還元するとともに、新規会員入会につながる機会をつくった。スマートフォン入門講座など新たな試みを行い、すぐに定員となる状況だった。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業を中止にせざるを得なかったが、取組方針に掲げた内容は達成できた。今後より多くの方の講座への参加や学習の継続を支えられるよう、引き続き各種団体・サークルなどの自主活動の支援を行なうとともに、住民の学習意欲を高める学習機会を提供していく。
- ② 青少年健全育成については、青少年健全育成推進におけるグループ協議の時間の設営やコミュニケーションをテーマにした講演会の開催など、関係機関・団体相互の連携を深めるための取組を行うことができた。また、東小放課後子ども教室も予定通り新規開設することができ、令和2年度当初予算に南小・西小での新規開設のための予算を計上することができた。今後も引き続き青少年健全育成について関係機関・団体相互の連携を深める取組を継続するとともに、令和2年度の放課後子ども教室の町内全学区開設に向けて準備を進めていく必要がある。
- ③ 人権教育については、人権教育啓発員と連携をとりつつ地域主体で実施する地区別人権啓発事業を順調に進め、地域での人権学習会を行う一策として、地域社会講座と連携した開催を行った。また、町ぐるみ人権教育推進大会や人権教育指導者養成講座においても、人権に関する学習機会の提供を行うことができた。今後はさらに講座においてより多くの方に参加していただけるよう事業周知などに工夫を行うとともに、地域での人権学習会の実施が増えるように地域への事業提案をしていく必要がある。
- ④ 「東毛地区大会」は5月18、19、25日の3日間、太田市、館林市、邑楽郡内中学校31校を集めて、また「スポレク祭」については、9月1日、9競技・959人の参加者を集め開催しともに無事終了し、「町民皆スポーツ」の実現に取り組んだ。また「大泉町文化むら」及び「社会体育施設」の指定管理者選定業務も予定どおり進めることができ、次期管理者を決定することができた。施設工事等については、文化むらの防災監視盤等も利用者に支障なく無事終了することができた。
- ⑤ 「専光寺付近遺跡」委託整理事業については、3月中旬に修復された資料等の成果品の返還があるため、その中から新たに得られた資料の展示・公開を行う予定であり、現在、打ち合わせ中である。「歴史ウォーキング事業」は、予定どおり10月26日(土)寄木戸～古氷コースで実施し、27名の参加があり、文化財見学や法話等をおして地元の歴史に触れた。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「伝統芸能まつり」は中止とした。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
VI3 生涯学習の推進	高齢者学習活動事業
	就学前家庭教育学級事業
	生涯学習関連講座事業
VI4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
VI5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
VI6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
議会事務局	中繁 尚之
1. 現状と課題	
① 議員任期の中間年次となり、議会内での役職が改選となる。 ② 新体制での議会・委員会運営が開始となるが安定した運営が必要となる。 ③ 議会基本条例に基づく各種事業について具体的な方策を検討する必要がある。	
2. 取組方針	
① 改選議会開催までの調整及び選任等に際して細心の注意を払う。 ② 正副議長・各正副常任委員長等を補佐し、安定した議会・委員会運営に取り組む。 ③ 議会基本条例で定める町民参加及び町民との連携の実施や議会報告会のあり方について、実施体制を含め内容の検討を行う。	
3. 中間レビュー	
① 議会内の役職改選が行われ新体制がスタートした。今後も円滑な議会運営が行われるように取り組む。 ② 正副議長・正副常任委員長等と綿密な打ち合わせを行うと共に、会議時には必要な補助を行った。 ③ 広報・広聴に関し具体的な方策を検討するため特別委員会を設置した。議論が深まるよう必要な補助を行う。	
4. 最終レビュー	
① 改選に際し、慎重に対応した。新たな正副議長のもと安定した議会運営が行えるよう努めた。 ② 正副議長・正副常任委員長等を補佐し、円滑な議会・委員会運営に努めた。 ③ 特別委員会では広報・広聴委員会の設置の必要性について協議し、その結果、結論には至らなかったが中間報告書としてまとめることができた。	

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	大澤 弘美

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき「例月出納検査」「定期監査」「随時監査」「決算審査」「財政援助団体等に対する監査」を行う。また、財政健全化法に基づき「健全化判断比率等審査」を計画的に実施し、効率的・効果的な監査を実施する必要がある。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するには、執行機関からの独立性及び専門性が必要であり、監査機能の充実と強化を図ることが求められている。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する必要がある。
- ④ 地方自治法改正により、「監査基準」の見直し等を行う必要がある。

2. 取組方針

- ① 法令や町監査基準に基づき、監査計画及び監査実施計画を作成し、適正な検査・監査・審査を実施する。特に「財政援助団体等に対する監査」は、対象範囲を拡大して実施し、補助金等の目的や投資的効果を明確にしていく。また、「健全化判断比率等審査」では、財政当局と連携し情報を共有して効率的・効果的な監査を実施する。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修会等へ積極的に参加することで、知識の習得により専門性を高め、監査機能の充実と強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管で改善されているかどうかを、定期監査等で継続して検証する。
- ④ 国が示す指針に基づき、「監査基準」の見直し等に取り組む。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画に基づいた、適正な検査・監査・審査ができています。6月には、新たな議選監査委員が選任され、円滑に事務引き継ぎを行い、予定通りの定期監査等を実施した。また、「健全化判断比率等審査」では、財政課との連携により適切に行った。下半期は、財政援助団体等監査を実施する。
- ② 県町村会主催の監査委員研修会に、監査委員と共に出席し、知識の習得を図ることができた。下半期も研修会等に積極的に参加する。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が検討され改善されているか、適宜確認を行っている。指摘事項については、今後も継続して検証する。
- ④ 監査基準に関する情報収集等を行い、見直し等に向けたスケジュールを作成した。

4. 最終レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画に基づいた、適正な検査・監査・審査が実施できた。下半期には、財政援助団体等の監査として、社会福祉法人 豊延会(高齢者ふれあいセンターの指定管理料)と大泉町文化協会、大泉町子ども会育成連絡協議会の監査を行った。大泉町文化協会と大泉町子ども会育成連絡協議会については、同じ社会教育団体の監査ということで、比較・分析等ができ有効な監査を行うことができた。また、大泉町子ども会育成連絡協議会は、初めて監査をした団体で対象範囲の拡大ができた。
- ② 上半期は、県町村会主催の「監査委員研修会」に、また、下半期は、「町村監査委員全国研修会」に監査委員と共に出席した。内容としては、「出納事務の問題事例と監査の視点」や「監査基準の策定について」、「地方公会計の見方」などの講義を受け、今後の監査に役立つ有意義な研修だった。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が検討され改善されているか、適宜確認を行った。改善されていない事項については、今後も継続して検証する。
- ④ 監査基準については、国が示す指針に基づき検討を行い、「監査基準」を改正した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和元年度(平成31年度) 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
農業委員会事務局	初谷 英之

1. 現状と課題

- ① 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動による農地利用最適化業務の円滑な運営のため、地域に合った活動方法を構築し実施することが必要である。
- ② 農地台帳システムについては、農地の利用関係の調整や農地利用の最適化に資するため、また、農地情報の公開による担い手への集約・集積化を図るため、情報の精度を高める必要がある。

2. 取組方針

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携した農地パトロールやその後の意向調査等を実施し、集約化や遊休農地の発生防止・解消を図る。また、新規就農者への農地の貸借の結びつけに取り組む。
- ② 農地台帳システムについては、データ照合や補正等により情報の精度を高め、農地情報の公開により農地利用の最適化や農地中間管理事業の活用等による集約・集積化を図る。

3. 中間レビュー

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用最適化業務である農地パトロールを実施している。下半期には、パトロール後の意向調査等を実施し、集約化や遊休農地の発生防止・解消を図る。また、新規就農者への農地の貸借の結びつけにも取り組む。
- ② 農地台帳システムについては、随時、移動データ照合や補正等を行い、情報を公開している。下半期についても、継続してデータの補正等を行い情報を公開していく。

4. 最終レビュー

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用最適化業務である農地パトロールを行い、農地意向調査を実施し、農地の集約化や遊休農地の発生防止活動を行った。また、新規就農希望者に対し農地の貸借の結びつけのため、情報提供等を行った。
- ② 農地台帳システムについては、随時、農地の移動等のデータ照合や補正等を行い、情報を公開した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業